

## 令和元年第4回 飯塚市議会会議録第5号

令和元年9月11日（水曜日） 午前10時00分開議

### ○議事日程

日程第9日 9月11日（水曜日）

#### 第1 一般質問

#### 第2 議案に対する質疑、委員会付託

- 1 議案第 99号 令和元年度飯塚市一般会計補正予算（第3号）  
（ 総務委員会 ）
- 2 議案第100号 令和元年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）  
（ 経済建設委員会 ）
- 3 議案第101号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
条例の整備に関する条例  
（ 総務委員会 ）
- 4 議案第102号 飯塚市土地開発公社の解散に伴う関係条例の整備に関する条例  
（ 総務委員会 ）
- 5 議案第103号 飯塚市監査委員条例の一部を改正する条例  
（ 総務委員会 ）
- 6 議案第104号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例  
（ 総務委員会 ）
- 7 議案第105号 飯塚市森林整備基金条例  
（ 経済建設委員会 ）
- 8 議案第106号 飯塚市ふるさと応援基金条例  
（ 協働環境委員会 ）
- 9 議案第107号 飯塚市都市公園体育施設条例及び飯塚市体育施設条例の一部を改正す  
る条例  
（ 協働環境委員会 ）
- 10 議案第108号 飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例  
（ 福祉文教委員会 ）
- 11 議案第109号 飯塚市印鑑条例等の一部を改正する条例  
（ 協働環境委員会 ）
- 12 議案第110号 飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ条例の一部を改正する条例  
（ 経済建設委員会 ）
- 13 議案第111号 飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
（ 経済建設委員会 ）
- 14 議案第112号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例  
（ 経済建設委員会 ）
- 15 議案第113号 契約の締結（穂波庁舎大規模改修工事）  
（ 総務委員会 ）

- 16 議案第 1 1 4 号 飯塚市土地開発公社の解散  
( 経済建設委員会 )
- 17 議案第 1 1 5 号 土地の取得 (目尾地域開発事業敷及び飯塚駅前広場整備事業用地敷)  
( 総務委員会 )
- 18 議案第 1 1 6 号 財産の処分 (山倉)  
( 経済建設委員会 )
- 19 議案第 1 1 7 号 土地の処分 (鯉田工業団地)  
( 経済建設委員会 )
- 20 議案第 1 1 8 号 指定管理者の指定 (いいづかスポーツ・リゾート)  
( 総務委員会 )
- 21 議案第 1 1 9 号 指定管理者の指定 (飯塚市庄内生活体験学校)  
( 福祉文教委員会 )
- 22 議案第 1 2 0 号 指定管理者の指定期間の変更 (庄内温泉筑豊ハイツ)  
( 経済建設委員会 )
- 23 議案第 1 2 1 号 新市建設計画の一部変更  
( 総務委員会 )
- 24 議案第 1 2 2 号 市道路線の認定  
( 経済建設委員会 )
- 25 議案第 1 2 3 号 専決処分の承認 (令和元年度飯塚市一般会計補正予算 (第 2 号))  
( 総務委員会 )
- 26 認定第 1 3 号 平成 3 0 年度飯塚市水道事業会計決算の認定  
( 経済建設委員会 )
- 27 認定第 1 4 号 平成 3 0 年度飯塚市工業用水道事業会計決算の認定  
( 経済建設委員会 )
- 28 認定第 1 5 号 平成 3 0 年度飯塚市下水道事業会計決算の認定  
( 経済建設委員会 )
- 29 認定第 1 6 号 平成 3 0 年度飯塚市立病院事業会計決算の認定  
( 経済建設委員会 )

### 第 3 請願の委員会付託

- 1 請願第 1 号 「飯塚市所有の鉱業権 (山倉、綱分地区)」に関する請願  
( 経済建設委員会 )

### ○会議に付した事件

議事日程のとおり

### ○議長 (上野伸五)

これより本会議を開きます。昨日に引き続き一般質問を行います。15番 田中裕二議員に発言を許します。15番 田中裕二議員。

### ○15番 (田中裕二)

今定例会最後の一般質問でございますので、どうかよろしくお願いたします。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回は、がん対策について、及び観光について、以上2点について質問をいたします。

まず、がん対策についてでございますが、2002年から2005年の4年間でがんと診断された人の10年後の生存率は、がん患者全体の56.3%で、昨年の調査に比べ0.8ポイント

上昇したと国立がんセンターの発表がございました。また、2008年から2010年の間に診断された人の5年後の生存率は、67.9%だったとのことでございます。いずれの生存率も1990年代後半から伸び続けております。今回の調査でも早期に大腸がん、乳がんなどの10年生存率は、9割を超えております。がんは日本人の2人に1人が生涯のうちに患い、国民病とも称される一方、今や治る病気であり、治療と仕事、学業との両立も可能な病気になったと、このように言えると思います。治療法の確立や早期発見技術の進歩といった対策の充実が貢献していることは間違いなくと思います。私ども公明党はその先導役を果たしてまいりました。とりわけ力を入れてきたのが、がん検診の受診率向上であります。検診の目的は、早期発見、早期治療によって死亡する可能性を減少させることとありますが、長年、受診率は低迷をしております。公明党は受診率向上を目指し、乳がん、子宮頸がんなどの対象者に無料クーポン券の配布を実現し、市町村が対象者に電話などで受診を勧める個別受診勧奨、再勧奨、いわゆるコール・リコールの実施も推進をしてまいりました。こうした取り組みが功を奏し、全国で見て、2000年代初頭には10%から20%程度だった受診率が、約10年間で30%から40%台にまで上昇をいたしました。検診受診率をさらにアップさせ、がん生存率の引き上げにつなげる取り組みが急務であります。三大生活習慣病の一つであるがんは、先ほども述べましたように、一生のうち一度は何らかのがんにかかる日本人は2人に1人いると言われ、私たちにとっては身近な病気であると言えます。そこでお尋ねをいたします。本市内のがんの患者数と、がんによる死亡者数はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

本市のがん患者の実数は公表されていませんので、厚生労働省が算出しましたがん部位別の患者数のデータをもとに推計をすると、胃がん患者数は198人、大腸がん患者は291人、器官・気管支及び肺がん患者は171人、乳がん患者は234人、子宮がん患者は60人、前立腺がん患者は199人となっております。

次に、がんを原因とした死亡数は、福岡県の平成28年度保健統計年報によると、胃がんで61人、大腸がんで72人、器官・気管支及び肺がんで89人、乳がんで20人、子宮がんで9人、前立腺がんで12人となっております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

今、本市のがん患者数とがんを原因とした死亡者数の数を教えていただきました。それをざっと計算をいたしますと、患者数は1千人を超え、死亡者数は250人を超えるような数となっております。今ご答弁いただいたがんとは異なるがんもあるでしょうから、実際はそれを超えるがん患者と死亡者がいるということが把握できました。それでは、約250人を超えるがんによる死亡者の中で、75歳未満の死亡者数、これはどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

75歳未満の患者数推計については、胃がんで105人、大腸がんで175人、器官・気管支及び肺がんで100人、乳がんで179人、子宮がんで51人、前立腺がんで70人となっております。75歳未満のがん患者数が全体の約59%を占めております。また75歳未満の死亡者数については、胃がんで22人、大腸がんで27人、器官・気管支及び肺がんで36人、乳がんでは14人、子宮がんでは5人、前立腺がんはいらっしゃいませんとなっております。75歳未満のがんによる死亡者数が全体の約40%を占めております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

今、75歳未満の患者数、死亡者数をお聞きしたのは、平成30年3月に国において策定されましたがん対策推進基本計画に平成19年度から10年間の目標であるがんの年齢調整死亡率、これは75歳未満の方のがんによる死亡者の率、この20%減少を目指しておりましたが、これについては達成することができなかった。その原因としては、喫煙率や検診受診率の目標値が達成できなかったことなどが指摘されております。今後、がんの年齢調整死亡率を着実に低下させていくには、がんにかかる国民を減らすことが重要であり、予防のための施策を一層充実させていくことが必要であると、このように計画の中でうたわれております。ただいまの答弁によりますと、本市の75歳未満のがん患者数は1年間で680人、全体の約59%。がんによる死亡者数は104人、全体の40%。中でも乳がんの患者数は179人、全体の76%。死亡者数は5人、56%と高い数字になっております。先ほども述べましたように、それ以外のがんで亡くなった方もいらっしゃるでしょうから、実際はそれ以上の数字になると思います。こうしたがんを予防するには、喫煙や飲酒、食生活、運動不足の解消等の生活習慣の見直しを行うとともに、今述べましたように、がん検診を受けて、早期発見に努めることで、重症化を防ぐことができると思います。本市におきましても、がん検診を実施していると思いますが、本市におけるがん検診の受診率はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

本市の集団がん検診のうち、胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん検診の直近の5年度分について申し上げます。胃がんにつきましては、平成25年度14.3%、平成26年度17.1%、平成27年度7.8%、平成28年度7.4%、平成29年度7.4%となっております。大腸がん検診につきましては、平成25年度11.5%、平成26年度10.3%、平成27年度4.2%、平成28年度4.1%、平成29年度3.8%となっております。肺がんにつきましては、平成25年度12.2%、平成26年度10.6%、平成27年度4.5%、平成28年度4.3%、平成29年度4%となっております。子宮頸がんにつきましては、平成25年度24.6%、平成26年度14.4%、平成27年度9.7%、平成28年度7.3%、平成29年度7%となっております。乳がんにつきましては、平成25年度38.6%、平成26年度34.4%、平成27年度14.4%、平成28年度12%、平成29年度11.7%となっております。平成27年度以降について、受診率が急に低くなっておりますが、それは受診率の分母についての考え方が対象者の住民全てに変更されたということが大きく影響をいたしております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

ただいまの答弁によりますと、平成29年度は胃がんの受診率7.4%、大腸がん3.8%、肺がん4.0%、子宮頸がん7.0%、乳がん11.7%と、このようなことでございますが、がん対策基本法による検診受診率の目標、これは50%以上というのを目指しておりますが、これに比較すると大きく下回っておりますし、毎年全てのがん検診で毎年確実に減少をしております。この本市の受診率は、国、県と比較してどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

平成29年度の全国での受診率は、胃がんで8.4%、大腸がんで8.4%、肺がんで7.4%、子宮頸がんで16.3%、乳がんで17.4%となっております。県の受診率は胃がんで7.2%、大腸がんで5.5%、肺がんで4.6%、子宮頸がんで13.8%、乳がんで15%となっております。国や県と比較すると胃がんで県の受診率を上回っておりますが、それ以外は国、県の受診率を下回っているような状況でございます。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

国や県と比較すると、飯塚市では同年度の胃がんで少し県の受診率を上回っているが、その他の検診ではいずれも下回っており、国との比較におきましては、全ての受診率が下回っているということでございますが、先ほどの答弁で、平成27年度以降については、受診率が急に低くなっているのは、受診率の分母についての考え方が変更されたことが大きく影響しているのと、このような答弁がございましたが、それは対象者については、平成27年度より対象者の住民全てと国からの通達があり、対象者数が増加したものだと思っておりますが、それでは、その受診率を、国民健康保険被保険者に置きかえた数字を把握していると思っておりますが、その場合、どのような受診率になるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

平成30年度の国への報告より、国民健康保険被保険者における受診率が追加で市町村に求められております。平成30年度の数値は速報値となりますので確定しておりませんが、胃がんで7.1%、大腸がんで3.5%、肺がんで3.7%、子宮頸がんで6.7%、乳がんで11%となっております。その受診率を国民健康保険に置きかえると、胃がんで10.1%、大腸がんで6.5%、肺がんで6.5%、子宮頸がんで8.2%、乳がんで11.6%となっております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

先ほども答弁で大きく下回っている原因はという答弁がございましたので、これを国民健康保険被保険者に置きかえますと、もっと数値が上がるかなと思ったらそれほど上がっていないという、これ私の感想でございますけれども、置きかえても受診率は10%前後でございますので、それほど高くなっていないようでございますが、それでは、本市の受診率は、福岡県内の市町村の中ではどのくらいの順位なのか、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

平成28年度の地域保健・健康増進事業報告を確認しますと、県内で肺がん検診率、大腸がん検診率はともにワースト4、下から4番目でございます。乳がん検診率、子宮頸がん検診率は、ともにワースト2、下から2番目となっております。胃がん検診率につきましても、大変低い検診率というふうになっております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

胃がん検診率だけ数値はおっしゃいませんでしたので、後で私のほうから申し述べますが、確認でございますが、この受診率の計算式、他の自治体と同様でされているのか。同様の計算式だと思いますけれども、確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

同じ計算式で求められておりますが、胃がんの検診率については、平成28年以降、胃がんの検診率の求め方が変わりましたので、当市の推移を見るため、平成27年度以前については、平成28年以降と同じ計算式で再計算したものでございます。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

先ほど県の順位の答弁を受けまして、県内で肺がん受診率、大腸がん受診率ともにワースト4位、下から4番目。乳がん検診率、子宮頸がん検診率で下から2番目。胃がん検診率、先ほど数値は言われませんでした。県の受診率を少し上回っていると、このような答弁もございましたけれども、それでも順位は下から14番目でございます。大変低い受診率となっております。これでは本市が目指している健幸都市いづくかとはとても言えない数字だと思えます。本市のがん検診の受診率向上のため、どのような取り組みを行っているのか、また新たに取り組んでいるものがあるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

本市では、4月に広報の折り込みチラシで年間の集団がん検診のスケジュールを全戸配布し、また、月々の広報のページを利用して、今後の予定を周知いたしております。さらに担当課で実施いたします健康づくりのイベントなどの機会を通じて、市民の皆様へのがん検診受診を促すとともに、20歳の女性に子宮がん、40歳の女性に乳がんの無料クーポン券を発送いたしております。また子宮がん検診は20歳以上の女性を対象となっているため、成人式の機会を利用して検診受診啓発のためのリーフレットの配布を実施いたしております。最近の取り組みといたしましては、令和元年度より健幸ポイント事業において、応募期間である1年間に30ポイント集めて応募すると、抽せんで商品券が当たるようになっておりますが、がん検診を受けるとその半分以上の20ポイントを付与することで受診率の向上を図っております。また、本年度より、庁舎内モニターで、がん検診のお知らせを行っております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

最近の取り組みは、令和元年度より実施されているということでございますので、この効果が数字としてあらわれるのは、来年度以降かと思えますが、毎年毎年さっき言いましたように確実に減っている受診率を上げるためには、今までのような取り組みだけでは上がるという可能性は少ないと思えますので、新たな取り組みをしっかりとやっていただきたいと思えます。

それでは次に、各種がん検診についてお尋ねをいたします。まず、胃がん検診についてでございますが、胃がんは男性に多い傾向にあり、50歳ごろから増加して80歳代でピークとされ、男性では最も多く、女性では乳がん、大腸がんに次いで3番目に多いがんになりますが、どのような方法で検診を行っているのか。また、以前から胃がん予防効果が高いピロリ菌検査についてお尋ねをしております。福岡市では、平成30年7月1日よりピロリ菌検査への助成を行っておりますが、本市においても検診料金の助成を行うなど、ピロリ菌検査に対しどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

日本では全人口の50%の方にピロリ菌がいると言われております。ピロリ菌感染が長期化すれば、萎縮性胃炎になりやすく、胃がんのリスクも高まると言われています。本市の場合に当てはめると、過去にも同じような回答を行ったと思いますが、検査費用を含め、人口の半分に保菌者がいた場合、除菌に対する助成の費用とその制度設計が難しい状況でございます。がん予防の観点から、ピロリ菌対策は有効な施策の一つと考えられますが、副作用の問題とその対応を含めまして、今後も継続して検討していきたいと考えております。また多くの方にピロリ菌についての正しい情報を知っていただくために、イベント時にパネルを用いて情報を掲示するなどの周知活動を行っていきたくて考えております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

今、ちょっとおかしな答弁だったと思います。除菌に対する助成の費用とその制度設計が難しい。また、副作用の問題、このような答弁をされましたけれども、私は検診費用の助成をお尋ねしております。除菌の費用の助成は一言も言っておりません。また検査は主に内視鏡での検査、血液検査、尿検査、呼気による検査が主になるとと思いますが、それに副作用があるとお考えなのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

ピロリ菌検査自体には副作用があるとはもちろん考えておりません。しかし、検査をすることでピロリ菌の感染が確認された場合、除菌を行う必要性はございます。そのときに副作用の可能性があるということを考えております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

恐らくそういう答弁をされたんだと思いますけれども、あえて意地悪な質問をさせていただきました。今、除菌による副作用の心配があるというご答弁でございますけれども、調べましたところ、除菌による副作用は発熱、下痢、軟便、味覚障害、またまれにかゆみや発疹などのアレルギー反応が主に報告をされているようでございます。私は薬には必ず何らかの副作用はあると思っておりますし、漢方薬でも副作用はあると思っております。今申しましたピロリ菌除菌による副作用、これは一般的なものではないかなと私はこのように思っております。それ以外に部長が答弁されましたように、胃がんのリスクを下げるピロリ菌除菌を危惧するような重篤な副作用があるとお考えなのかお尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

申しわけございませんが、そこまでの把握はできておりません。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

把握ができていないということは、副作用が心配という理由にはならないのではないかと思っております。私は議会ですまざまな提案をさせていただきましたけれども、このがん対策に限らずいろんな提案をさせていただきましたが、そのときに他市の状況を見て検討する。また国の動向を見て検討するという答弁が、ほとんどそのような答弁をされております。そうであるならば、

福岡市では、先ほど言いましたように昨年7月1日より35歳及び40歳の方を対象にピロリ菌検査の助成を実施されております。これは自己負担1千円、血液検査での検査でございます。また佐賀県では2016年度より、県内の中学校3年生を対象にピロリ菌の検査、除菌治療に全額助成、これは各学校で実施されている健康診断の尿検査の尿を用いて、任意で感染の有無を調べると、このような取り組みを実施されております。そのほかにも多数の自治体が検査の助成を実施しております。先ほど言いましたように、本市が他の自治体の状況を見て検討するという、これ得意分野だと思えますが、こういった実施されているところの取り組みを参考にして検討すべきではないかと思えますが、どのようなお考えなのかお尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

ご紹介されました自治体については、もちろん取り組みについては把握はしておるところでございます。今後もピロリ菌対策のこれらの取り組みについては参考にしていきたいと考えております。繰り返しとなりますが、助成費用の制度設計や副作用の問題を含めまして、今後も継続して検討していきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

今繰り返し述べられましたが、助成費用の制度設計や副作用の問題を含めて検討するというところでございましたが、先ほどご答弁ありましたように、重篤な副作用は報告されていないという答弁がございました。そういった重篤な副作用が本当に1件もなかったのかどうか、これをしっかりと調べていただいて、もしあったとしたらどのくらい報告されているのか、それが本当にピロリ菌の除菌を妨げるという言い方がいいんですかね、除菌をしない理由に当たるほどのものなのかどうか、それをしっかりと調べていただきたいと思っております。また先ほども言いましたように、佐賀県では中学3年生の検査も除菌も助成しているんです。ですから、副作用の問題の心配があったならば、中学校3年生に除菌を勧めるということは、まずあり得ないと思っておりますが、それでも助成をしているということは、しっかりと佐賀県にも話をお聞きされて、検討していただきたいと思っております。今回がん検診ということでの質問でございますので、これは今後、予告をさせていただきますが、ピロリ菌の除菌に対しての質問も今後させていただきますと思っております。ちなみにピロリ菌は、胃潰瘍や十二指腸潰瘍、慢性胃炎のほとんどはピロリ菌が原因で起こると言われております。胃がんのほとんどは慢性胃炎から起こるので、やはりピロリ菌が原因だと、このような報告もされております。そこで、例えばピロリ菌の除菌に助成をした場合の費用、そしてピロリ菌の助成をしないでピロリ菌が原因で、さっき言いました胃潰瘍、十二指腸潰瘍、慢性胃炎、胃がん、これにかかる治療費、どのくらいかかっているのか、いわゆる費用対効果ということを含めて、今後お聞きしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。これはさっき言いましたように予告でございます。

それでは次に、肺がん検診について、お尋ねをいたします。国立がん研究センターによれば、2016年度にがんで死亡した人は37万2986人にのぼり、そのうち死亡者数と死亡率が一番高いのは肺がんとの報告になっております。本市におきましても、先ほどご答弁いただきましたように、がんによる死亡者数の第1位は肺がんであります。さらに、肺がんの5年生存率は、病期第1期では81%に対し、第2期では48%、第3期21%、第4期はわずか4%とステージの進行に伴い、急速に悪化しています。一方で、病期第1期の初期の発見であれば、今述べましたように5年生存率は80%を超えており、十分に治癒が望めるがんでもあります。しかし初期では自覚症状がないケースが多いことから、早期発見のためには検診の早期受診が欠かせないと、このように言われております。検診受診率の向上の取り組みはもちろんのこと、がん検診は

胸部X線の検査が行われていると思いますが、読影の際は2名以上の医師によって読影するようになっております。本市におきましても同様に読影をされているのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

本市の肺がん検診については、飯塚医師会に委託しておりますが、国立がん研究センターが示しています仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目の内容の一つである2名以上の医師によって読影することにつきましては、現行の委託契約の特記仕様書にその内容を記載しており、委託先より履行されていることを確認いたしております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

次に、乳がん、子宮頸がん検診についてお尋ねをいたします。乳がん、子宮頸がんの早期発見、受診促進のための取り組みとして、先ほどご答弁にありました乳がん検診と子宮がん検診の無料クーポン券を対象者に送付しているというご答弁でございましたが、最初の質問の検診の受診率、子宮がん、乳がん検診の受診率は無料クーポン券を利用した人の数も含んだ受診率なのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

はい、含まれております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

この無料クーポン券を含んで、子宮頸がんが8.2%、乳がんが10.6%と。非常に低い受診率だと思いますが、それではこの無料クーポン券の利用者率はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

子宮頸がん無料クーポン券の配布者603人に対し、クーポン利用受診者が55人で9.1%、乳がん無料クーポン券の配布者787人に対し、クーポン利用受診者が199人で25.3%となっております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

無料クーポンの利用率が子宮頸がん9.1%、乳がん25.3%、無料クーポンを配布しているにもかかわらず、非常に低い数字だと思います。これは私の以前の質問の際にも述べさせていただいたと思いますけれども、検診は1回すればいいというわけではなく、定期的にする必要があります。無料クーポン券を出してまで検診を勧めるということは、検診に行く、何というか、癖をつけるというか、そういうことを促すために無料クーポン券を国は配布をしているのだと思います。それにもかかわらず、このような無料クーポン券でさえこのような低い数値であれば、クーポン券を利用せずに検査される方は、非常に少ないのではないかと考えております。この無料クーポン券の利用率の向上に対して、どのように取り組みをされているのかお尋ねをいた

します。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

先ほど答弁しましたように、成人式の機会を利用して子宮頸がん検診の受診啓発のためのリーフレットの配布をしたり、若年者健診電話受付を行う際に、あわせて子宮頸がんの受診を促したりしております。また、広報を利用してクーポン利用についてのお知らせを掲載いたしているところがございます。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

そのような取り組みはずっとされているでしょう。それでも上がってない。だったら違う取り組みを考えていくべきだと思います。

それでは次にいきます。次に、特定健診について、お尋ねをいたしますが、本市の特定健診の受診率は、がん検診とは逆に大変高い受診率であると聞いております。この特定健診の受診率、どのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

本市の特定健診受診率は、直近の5年度分を申し上げますと、平成25年度46.5%、平成26年度47.6%、平成27年度47.7%、平成28年度49.9%、平成29年度50.2%となっております。また県内での順位は、平成25年度が4位、平成26年度が3位、平成27年度が6位、平成28年度と29年度は3位となっております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

ただいまの答弁の順位、これは下からではなく上からですね。これは市の中では福岡県ではトップだと、このようにも聞き及んでおります。しかもがん検診とは対照的に、毎年受診率は上がっております。この高い受診率を維持している要因は何なのか、どのような取り組みをされているのかお尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

本市の特定健診は国民健康保険被保険者のうち、40歳から74歳までを対象としております。案内の方法としましては、まず年度の初めに、受診券を全対象者約1万9千人に郵送いたしております。その後、受診状況を見ながら、個別に案内はがきの送付や直接電話をするなどの受診勧奨を継続的に行うようにしております。また、継続受診者の受診料の免除や健幸ポイントの付与といった受診率向上に向けた取り組みもあわせて実施いたしております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

がん検診と特定健診の受診率の差、これはただいまご答弁がありましたように、特定健診は年度の初めに受診券を全対象者に郵送し、その後、受診状況を見ながら、個別に案内はがきの送付や直接電話をするなど受診勧奨を継続的に行っているという、いわゆる受診勧奨、再勧奨を実施しているのが特定健診、実施していないのががん検診、それによって差が生じているのではない

かと、このように思っております。先ほど言いました平成30年3月に国が策定したがん対策推進基本計画の中でも、がん検診受診率向上対策としての市町村の取り組むべき施策として、受診対象者の名簿を活用した個別受診勧奨、再勧奨、かかりつけ医や薬局の薬剤師を通じた受診勧奨など、可能な事項から順次取り組みを進めると、このようにされております。がん検診の受診率を高めるためには、特定健診のように個別通知はがきや直接電話などの勧奨、再勧奨をする必要があると、このように思いますが、どのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

受診勧奨を実施することが、がん検診の受診率向上につながることは十分理解いたしております。市内の40歳以上の対象者全てに勧奨のはがきなどを送付することにつきましては、費用対効果を含め検討していかなければなりません。毎年、国民健康保険被保険者に受診券を送付する際、がん検診のチラシもあわせて同封しております。今後、受診勧奨や再勧奨の際にも、そのはがきの内容にがん検診のことについて追加するなど、効果的な受診率向上策を検討してまいります。また、対象者全員ではなく、節目である年齢において、例えば40歳、50歳、60歳の方のがん検診の勧奨はがきを送付するなどの検討もしていきたいと考えております。2つ目は、本市の集団がん検診の申し込みは電話予約と健幸・スポーツ課の窓口での申し込みとなっておりますが、先ほど申しました特定健診の案内に同封しているがんのチラシに追加して、健幸・スポーツ課を宛先としたがん検診受診申し込みのはがきを同封し、手続の利便性の向上策も検討していきたいと考えております。その際には、他市において受診率向上のために採用されているオプトアウト方式、つまり受診申し込みはがきに各種がん検診の項目を順番に表記して、自分が受診したい検診項目に丸をつけるのではなく、受診をしない検査項目にバツをつけて消去していくという方式の採用も検討していきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

この勧奨、再勧奨いわゆるコール・リコールを実施している全国の市町村の割合は50%程度にとどまっているようでございます。実施が困難な理由に、費用や人員確保面での制約を掲げる自治体が多いようであります。しかしこのコール・リコールの実施によって受診率が向上している自治体は多く、アメリカの疾病予防管理センターでの研究でも効果が実証されております。ただいまの答弁で受診勧奨、再勧奨、コール・リコールさらにその際には、オプトアウト方式の導入などさまざま検討するということでございますので、しっかりと検討していただきたいと思っております。このオプトアウト方式を導入することによって受診率は確実に上がると言われております。実際されている自治体は受診率を上げておりますので、この方式の導入もしっかりと検討していただきまして、受診率向上の施策を講じていただきますようお願いいたします、この質問を終わります。

次に、観光についてお尋ねをいたします。時間配分が非常にまずくて、途中で時間切れになる可能性もございましたがよろしくようお願いいたします。

観光に関しましては、過去何回も質問をさせていただきました。しかしながら、納得のいく答弁は一度もいただいておりません。今回は本市の観光に対する考え、取り組み、そしてその評価などを中心に質問をいたします。

最初に飯塚市における観光に対しての市政の位置づけについてはどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

観光の市政での位置づけにつきましては、2018年9月に策定いたしております「第2次飯塚市観光振興基本計画」、10年間の計画でございますが、これにおきまして、本市のマスタープランでございます「第2次飯塚市総合計画」において、その都市目標像を「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち～共に創り 未来につなぐ 幸せ実感都市 いいづか～」と定めておるところでございます。観光振興基本計画にはその実現に向けた各種施策や事業を展開することといたしております。本市の都市目標像の実現に向けまして現状を踏まえ、テーマといたしましては、地域経済の活性化、イメージアップ、筑豊地域の発展、この3つのテーマを本市におけます観光振興の目的と位置づけ、取り組んでおるところでございます。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

観光振興は本市における重要施策と思っておりますのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

先ほどもご答弁させていただきましたとおり、本市観光振興基本計画は「第2次飯塚市総合計画」いわゆるマスタープランの観光分野での個別計画として位置づけられているものでございまして、本市の観光振興を目指し、今後の観光まちづくりを推進する施策展開において、関連する諸計画との整合性を図りながら、取り組むべき重要施策であるというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

重要な施策であると考えているということでございますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、今答弁ありました都市目標像の実現に向けての地域経済の活性化、イメージアップ、筑豊地域の発展と言われましたが、具体的にどのような方針なのか、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

まず、第1番目の地域経済の活性化につきましては、観光により多くの人を呼び込み、長時間滞在していただくことで、市内の消費拡大につなげ、産業、雇用の創出を目指すことといたしております。

次に、イメージアップにつきましては、本市のあらゆる分野において、イメージアップは非常に重要であることから、この地域が栄えてきた背景や、ここで生まれた文化、魅力を整理いたしまして、観光による本市のイメージアップを目指すことといたしております。

最後に、第3番目の筑豊地域の発展につきましては、本市は筑豊の中心的都市として観光分野でも自治体間の連携と強化を図りまして、筑豊地域全体の発展を目指すことを方針といたしております。具体的な内容といたしましては、地域経済の活性化、イメージアップの取り組み内容といたしまして、地域の素材を活用した特産品づくりといたしまして、平成29年度から取り組んでおります飯塚市農産加工品ブランド化推進事業がございまして、その加工品といたしましては、平成29年度に日本酒でございますが、「ボン デクリック」、そして昨年度、平成30年度には「ひだまり農家のリゾート」、「ドライベジ」の開発をしてきたところでございます。開発のコンセプトといたしましては、原材料の調達から加工まで、市内の生産者、事業者で完結することによりまして、市内のお金が循環し、飲食やお土産としても地域経済の活性化につながるもの

と考えております。飯塚の新たなブランドとなる商品を開発し、市内外でPR活動、飲食や試食会、マスコミ発表などによりまして、飯塚市そのもののイメージアップ、PRにつながるものとして考えておるところでございます。また筑豊地域の発展の取り組みに関しましては、筑豊地域での広域連携として、筑豊エリアの自治体間で組織しております筑豊地区観光協議会におきまして、筑豊地区のプロモーション動画として、筑豊エリア15市町村の旅の過ごし方を一日の時間軸の中で、視聴者の方に提案するPR動画を2種類作成いたしております。筑豊エリアの複数の地域を周遊しながら、旅の楽しみ方を動画を通じてご提案する、そのような取り組みをしているところでございます。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

今取り組みを紹介されましたけれども、その効果はどのように評価されているのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

新たな取り組みに関しましては、その成果等々について、具体的にあらわれているといったところまでは至っておりませんが、例えば先ほどの商品、農産加工品でございますが、日本酒ボンデックリックにつきましては、本年度より販売を始めておるところでございます。これにつきましては9月10日現在、きのう現在でございますが、約700本程度を販売いたしております、約八十数万円の売り上げとなっております。リゾット、ドライベジ等々につきましても、約50万円程度の販売額となっております。この商品等につきましては、関東、関西、中京等々の県人会等におきましてもPR活動を進めておるところでございます、そのような形を進めていくことによりまして、飯塚市のイメージアップと、この地産品の販売による経済の好循環といったものを目指していきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

質問を省略したりまとめたりするかもしれませんので、よろしく願いいたします。それでは、この観光施策、施政方針ではどのように表現されているのか、取り組もうとされているのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

今年度の施政方針におけます観光振興につきましては、飯塚観光協会、各種団体や自治体間の広域連携をさらに強化、拡充するとともに、代表的な観光施設である旧伊藤伝右衛門邸、嘉穂劇場、長崎街道飯塚宿及び内野宿、また飯塚オートレースやスポーツ関連の観光資源を中心起点として市内の周遊を促進し、観光拠点の相互の連携を図りながら、地域が一体となった活性化を図り、国内はもとより海外からの誘客を行うための魅力ある旅行商品の企画、情報発信、新商品の開発を図り、さらなる観光集客の推進に努めるといたしているところでございます。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

ただいまの答弁で、観光資源を中心起点として市内の周遊を促進しと、このような答弁がございましたが、これは、観光拠点の点と点を線で結んで面に広げて周遊をはかるということである

うと思います。施政方針から半年もたっておりますし、このことは10年も前から同じことを言われております。実際どこどこの点を、どのように結んで、どのように広げたのか具体的にお示しください。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

ご指摘のとおり、この広域及び点と点を結ぶ面での観光については、取り組んでいっているところでございますが、今回、一つの取り組んだ例といたしまして、従前より韓国歌手のツアーを誘致しておりますが、これにつきましてはコスモスコモンのみでのツアーでございましたが、これを嘉徳劇場から旧伊藤邸への案内を組み入れ、また台湾を対象といたしました商品では、旧伊藤邸のみのツアーでございましたが、これを逆に嘉徳劇場及びひよこの工場見学等を含んだメニューとして、追加の活動を行っているところでございます。また、市内留学生向けのツアーといたしましても、旧伊藤邸から嘉徳劇場、内野宿へと観光施設を結んだモニターツアーを実施しているところでございます。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

それではそれらの取り組みの評価はどうか、周遊に結びついたのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

この取り組みにつきましても、現在取り組んでおるところでございまして、その参加者へのアンケート等々の調査を把握しながら考えていきたいと思っております。ただ、参加人数については若干減少の傾向が見られるので、この分についてもしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

質問を1つ飛ばします。現状を踏まえて、今後の取り組み、どのような方針を考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

今後の観光施策の取り組みにつきましては、第2次飯塚市観光振興基本計画におきまして6つの基本方針を定めております。「観光推進体制の確立・強化」、「既存資源の活用」、「観光資源の発掘」、「情報発信の強化」、「インバウンド観光客誘客の推進」、「広域連携の推進」、「受入環境の充実」に沿って施策の推進を図ってまいりたいと考えております。これまでの振り返りの中で特に課題として認識しておりますのが、「観光推進体制の確立・強化」におけますところの観光推進組織の設立でございます。これまで事業の実施、進捗管理や評価を行うそういった組織体制が十分に構築できておらず、先ほど来、ご質問のあつてございます事業の効果検証、こういったもの見直しが不十分であったというふうに反省しているところでございます。これが大きな要因として考えているところでございます。このような反省も踏まえまして、本年4月に飯塚市観光推進協議会を設置いたしまして、観光推進体制の確立・強化及び体験型観光の充実、地域素材を生かした特産品づくりなどについて、現在協議を行っているところでございます。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

今の答弁の中で今まで、事業実施の進捗管理や評価を行う組織、体制づくりができておらず、取り組みによる効果の検証や見直しが不十分であったことが大きく要因と考えられるということでございますが、いわゆるPDCAが全くなされていないと、このように思います。これではしっかりとした施策を講じ、実施するということは私は不可能だと思っております。それでは、具体的に飯塚市観光推進協議会でどのような協議をし、取り組んできたのかお尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

協議の内容といたしましては、観光専門家の設置及び観光セミナーについて本年7月から法人化したしまして一般社団法人飯塚観光協会に元旅行会社勤務の方を配置いたしまして、誘客戦略の立案等に從事していただいているところでございます。また、マーケティング、集客プロモーション、外国人旅行者に対する接客、それから接遇、キャッシュレスへの対応など、観光セミナーを本市で開催いただくよう、主催者であります福岡県と協議を進めておるところでございます。さらに、飯塚観光協会の機能強化につきましては、先ほど申し上げましたとおり、法人化することによりまして、より強固な活動組織として取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

時間がもうありませんので、最後にまとめて意見を述べさせて終わらせていただきます。私は飯塚市が観光にはなじまないと思うのであれば、観光にはそれほど力を入れずに、その予算をほかの予算に回すべきだと思っておりますが、最初の質問で重要施策だと、このような答弁がございました。そうであるならばしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。飯塚市は東京のはとバスのようにバスで市内の観光名所を回るということではできないでしょうし、また市内の観光施設を歩いて回るということを不可能だと思っております。そうであるならば、飯塚市はさまざまな観光スポットのかたまりというかテーマというかがあると思うんですね、例えば炭鉱であったり、長崎街道であったり、神功皇后にまつわる話、そういったテーマごとに進めていくという方向も考えられると思いますし、体験型というのも非常に効果があると思いますので、そのあたりをしっかりと協議をしていただきまして、実のある観光行政に取り組んでいただきますように要望いたしまして終わります。

○議長（上野伸五）

これをもちまして一般質問を終結いたします。暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。

「議案第99号」から「議案第123号」までの25件及び「認定第13号」から「認定第16号」までの4件、以上、29件を一括議題といたします。「議案第99号」について8番川上直喜議員の質疑を許します。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。「議案第99号 飯塚市一般会計補正予算（第3号）」について質問いたします。補正予算書15ページにある鉱業権売払収入5720万円の計上は、「議案第116号 財産の処分（山倉）」によるものかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

今、ご質問のありました内容につきましては、飯塚市山倉地内にございます鉱業権、福岡県採掘権登録番号2473号の鉱業権の売却関係でございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

それでは、同じページにあります市有土地売払収入280万円の計上は、この鉱業権売却に係る土地の売却によるものかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

先ほど答弁しました鉱業権、これに付随する山倉1番地の市有地、こちらの売却の予算でございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

法律的に言えば、この2つの予算計上は別々に考えてよいのか、一体でなければならないのかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

もちろんこれは別々の権利でございます。しかしながら、今回2つ挙げさせていただいたのは、5月10日に要望がございました払い下げ要望、これに対しての一括での予算計上とさせていただいているところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

法上は別々の権利だから、一緒にないといけないということはないですよという答弁ですね。ただし、関の山鉱山株式会社が5月10日に一緒に売ってくれというから、一緒に売りますよという答弁だと思うんですよ。それでそうすると、この土地は石灰岩の採掘が始まって、開発行為ということになっていくんだけど、面積はどの程度か、それは、本市の自然環境保全条例の対称対象かどうかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

今回計上しております、まず鉱業権、こちらの面積は3万7300平方メートルでございます。それに付随します山倉1番地の土地、こちらの面積につきましては2万8643平方メートルでございます。なお開発につきましては、森林を開発する事業者であって、1千平米以上の事業者については、自然環境保全条例に基づき、市長に事業計画の提出が必要となります。その後、当該届け出を公告の日から30日間閲覧に供します。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

そうすると、担当課長がおられるかどうかわかんないけども、自然環境保全条例の第1条に目的が明記されていると思うんだけど、それは確認していますか。

○議長（上野伸五）

環境整備課長。

○環境整備課長（井上成道）

自然環境保全条例の第1条、目的には、この条例は自然環境の変化が市民の生活環境に対する不安を招いている現状に鑑み、市と市民が連携して、自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動を未然に防止することにより、自然環境を保全し、もって安全な生活環境を守ることを目的とするとうたっております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

この鉱業権の売却益の予算計上、それから市有土地売却収入益の予算計上については、それぞれ公有財産管理規則に基づくチェックをしていると思うんですよね。この自然環境保全条例、今読み上げられた第1条の目的との関係では、この予算計上についてどういう検討をしたかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

まずこの自然環境保全条例、こちらは開発の事業者が主体となるものでございますので、まずは、この今回の売却議案につきましては、その土地及び鉱業権を取得したいというところまでで、私どもは考えております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

関の山を第2の白旗山にしてはならないと庄内自治会長会の責任者が自治会長会で発言したという記録が市の内部資料にあります。白旗山はどういうことかということ、もともと市が差押えていた民間の土地を手放して、開発事業者が手に入れて、条例手続に入って、御承知のような事態になっているんだけど、今は関の山の今度の予算計上との関係で言えば、飯塚市が保有している土地なんですね。これを手放さなければ、先ほど条例第1条で言っている市と市民が連携して、その環境に対する悪影響を未然に防ぐことができるという入り口に、今我々は立っていると思うんですね。だから、開発事業者が手続を始める前に、市の決断によって環境の悪化を未然に防ぐことができると。市が市民と連携してということになっているわけですね。そのことをまず指摘しておきたいと思うんだけど、8月27日に議会運営委員会がありました。その場で私はなぜこの議案を上程するのかと、議案第99号、議案第116号ということで片峯市長に議案提出者ですから問うたわけですね。そのときの市長の答弁は、何回も答弁されたんだけど、重要な点は2つだったと思うんです。この議案を上程した理由。1つは、それについては地元住民の同意が前提だというふうに、行政としては一貫して言い続けてきて、国にもそれを認めてもらっていた経過があるから、市としては、あるいは市長としては、これがなければならぬという認識はあったわけですよ。その中で、担当課のほうで今ご指摘の入水、山倉について根気強く説明には回っていき、先ほど部長が言いましたように、一定の市の考え方としては理解をいただいているという認識に至ったので出しましたということだったんですね。これまでの行政、とりわけ

齊藤市長の時代は、一定の理解とかいう言葉は使っていないんです。国との関係でも、一定の理解とか言っていないし、もちろん地元の皆さんとの関係でも一定の理解とか言っていない。地元住民の同意というふうに明確に言っていたんだけど、そこを少し修正をかけて上程しているわけです。ですから、私がこれでいいのですかという問題提起したのは当然だと思いますね。自分で言うから当然なんですけど。それで、これは出すべきではないでしょうと、取り下げを検討すべきだと。一定の理解ではなくて、逆に、地元を代表するところから明確な反対の意思表示があれば、取り下げを検討するかというふうに聞いたところ、片峯市長はそれを受けとめたんですね。もし例えば庄内の自治会長会及び入水、山倉の自治会の方々の多くの賛同を得て、そのような要望書が出てきましたら、当然それを受けた形で市として、先ほどから指摘がありますような地元の同意、ご意見も拝聴しながら、そして市として将来どうするべきか、どうするほうが市全体にメリットがあるのかということ、総合的に勘案し検討する。それは当然のことだと思っています。だからそういう困りますという要望書が出たら、この答弁どおりならですよ。出てきたら、地元のご意見も拝聴しながら考えていくと言ったんですね。それで、その答弁が出た翌日に議会には入水自治会長名、山倉自治会長名で、直ちにとすべきか、議会に請願が出たわけですね、困りますという。土地を売らないでくださいとかね。同趣旨の要望書が市長宛てに出されています。片峯市長としては期待どおりのものが出たということだと思うんだけど、その内容をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

令和元年8月28日付、飯塚市長片峯 誠様宛てというふうな形で、飯塚市長宛てですね。山倉自治会長浅田英二様、入水自治会長安藤善伸様、お2人方の連名で出されています。表題が「飯塚市が所有する山倉、綱分地区の鉱業権及び土地の譲渡反対について」です。内容を読み上げます。「標記の件につきましては、旧庄内町時代に設定された石灰石採掘権であり、合併により飯塚市に引き継がれたものです。今年9月議会において、飯塚市はこの鉱業権及び土地を有償譲渡しようとしています。しかし、私たち地元住民は、この鉱業権に基づく開発行為により、山倉、入水、綱分地区の住民生活に少なからざる影響が生じること、鉱業権が設定されている関の山は、地域の小中学校の校歌にも歌われるような、地域のシンボリックな山であり、その外観を変形させるような開発にまで進展する可能性があること。仮に、市の鉱業権が取り消され、新たな事業者などにより鉱業権の設定が行われたとしても、市が土地を売却しなければ開発は進まないこと。以上のような理由から、飯塚市所有の鉱業権及びその土地を譲渡することに反対いたします。」という内容です。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

先ほど紹介した片峯市長の答弁は、総合的に勘案し検討するというふうに言われたんですね。この総合的というのが重要だと思うんだけど、そこでお聞きしますが、地元から鉱業権とそれにかかわる市有土地を売ってくださいという要望書がありますか。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

そのようなものはございません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

そうすると、地元からは総意として自治会長名、あなた方が地元ですというふうに明確に言った2つの自治会の自治会長名での要望書が、今言った内容で出されているだけだということですね。そこであなた方は、議会は9月26日までありますから、取り下げは26日でもいいんですよ。朝、議運があるでしょう。そのとき取り下げてもいいんですよ。だから1カ月間検討はできるんです。その間には、きょう9月11日のこの議案質疑もありますし、それから、議案付託は総務委員会にも行きますよね。総務委員会の質疑もできるし、それから、経済建設委員会でも審議ができます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。質疑に入ってくださいいいですか。

○8番（川上直喜）

だから、十分に検討する時間はあるんですよ。それで現在、取り下げるかどうかについて検討中かどうかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

取り下げる予定はございません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

今の答弁をもう一度言ってください。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

取り下げる予定はございません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

そういうことは聞いていないでしょう。検討中かと聞いたんですよ。片峯市長が議会運営委員会でそういうことがあった場合、検討すると言ったわけですから。期間は26日までは、私はあると思うんですよ。検討中ですかというやつに対して、取り下げるつもりはありませんと。何か市長より偉い人がいるのかな。検討中かどうかについて答弁してください。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

このお願い文書、反対文書というのをいただいておりますので、この件については内容を十分私どもも検討させていただいております。議案の取り扱いにつきましては、課長のほうも申し上げましたとおり、私どもといたしましては、議案として上程をさせていただいているこの流れの中で、上程を議案の審議はお願いしたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。（傍聴席で発言する者あり）傍聴人に申し上げます。本日は傍聴に来ていただき本当にありがたく思っておりますが、静かにしていただきますようお願いいたします。

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

どういうことかな。経済部長の答弁は、私は26日まで検討期間はあるでしょうと言ったんよね、最終日予定だから。それまで議会の審査をしていただきたいという答弁。私が今言ったのと、

意見はそこまでは一致するんですよ。11日、あす12日、13日、26日もあるでしょう。委員長報告に対する質疑があるから。意見は一致しているんですかね、今検討中ということで。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

この土地の譲渡反対文書を受理いたしまして、反対されておる内容等々については十分検討させていただいております。取り下げということでのご質問でございますので、その件については具体的に検討しているという状況ではないというところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

私は、こういう質問をしているでしょう。市長、地元の自治会の名前で正式に取り下げてくださいという要望が出たら検討しますかと。はいというのが回答でしょう。先ほど紹介したとおりです。この答弁は、きょう撤回するわけじゃないでしょう。片峯市長は今までに発言撤回を1回しかしたことがない。しないんですよ。だから、市長はそういう立場で維持しているのに、経済部長、担当課長がそんなに頑張ってもしょうがないでしょう。上程されているから議案審査しますよ、当然議会は。しかし、このままいくんですかということを知っているわけです。提出する資格があるのかと。それでこのままあなた方が住民同意がもうないというのが明確でしょう。8月27日の議運の時には、ないのにあると言い張ったんですよ。それから時間がたって、きょうもうあると言い張れないでしょう。それでもあなた方が上程し、取り下げないということになれば、どういうことになるか少し考えてもらいたいと思うんですよ。地元住民の公共の福祉に反するおそれのある行政行為をやるということは、信用失墜行為になりますよ。かけマージャン事件でどれだけ市政が打撃を受けたか、片峯市長にかわって、一歩ずつ今信用回復している過程でしょう。かけマージャン問題による個人の信用失墜行為と、何年にもわたって、一般の住民同意がなくても売り飛ばすといったことがないことについて、今住民同意がないのに売り飛ばすというふうに言って、議案として議会に出しているという姿、これはかけマージャン事件よりもより深刻な信用失墜行為ですよ。このことについて、検討している、検討しようかなと言うのであれば、イの一番に検討してもらいたいと思うけど、片峯市長答弁してもらえますか。

○議長（上野伸五）

市長。

○市長（片峯 誠）

今回なぜ上程するのかということにつきましては、議運の中で私申しましたとおり、当初、今の置かれている現状、そして法改正後、これを市が何も手を打たなければどんなことになるのかということをごそれぞれ想定した中で、議案として提案をいたしました。先ほど質問者のほうから白旗山と同じになるんじゃないか。同じになってはいけないと僕は思っているんです。今、白旗山の件については、市として住民の皆さんの声もいただきながら、何とか動こうとはしていますが、許可権者は飯塚市ではありません。今の段階では、この関の山の開発の許可権限は飯塚市になれるんです。ですから、飯塚市が住民の皆さんの声をいただきながら、開発する企業にさまざまな申し入れをするとともに、市としても責任を持って動くという立場を明確にできるのが、今なんです。これをもし放棄して、国のほうに返上した後、許可権者が国になったときに、どうなるのかと考えたときに、この決断をして議案として上程をさせていただきました。ただ驚いておりますのが、もっと現状で地元住民の皆さんが、しなければどうなるのか、そしていろんなさまざまな心配をどうクリアするのかということで、担当の部署のほうから文書や口頭で説明をしていることが、なかなか共通の理解となれていない現状に驚いておりますが、これをどこかできっちり、私どもも、議員の皆さん、地元の声をいただきながら、正面から受けとめて考える機会を持

たなければいけない問題だと思っていますので、今回の議案の上程についてはそのままさせていただきながら、ともに考えていきたいと。そのようにそうすべきだ。先送り、そして、責任放棄をして、この権利を放棄するようなことはすべきでないと思っている次第でございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員に申し上げます。会議規則第51条第1項の規定により発言は全て簡明にするものとされております。また、会議規則第51条第3項の規定では、質疑に当たっては自己の意見を述べるができないというふうにされております。そして、先ほど来、前市長の話が出ておりますが、議案に対する質疑の範囲外と思われるので、そのところも鑑みていただいて質疑に及んでいただきたいと思っております。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

市長の今の答弁、深く聞きましたけど、市長には、住民の声が届いていないだけではなくて、法律の知識が届いていない。今なら売っても、乙地区を売っても、開発を食い止められるとか言うけど、食い止められないでしょう。市の自然環境保全条例で飯塚市が許可権者じゃないんだから、林地開発が来るでしょう。福岡県知事が許可権者じゃないですか。採石だって福岡県知事です。工業保安課です。全部県知事なんです。あなたが食い止められるはずがない。意見を言うだけ。あと住民と力を合わせて頑張ることはできるけど、自分が売った土地を開発しないでくださいと言えないでしょう。あなたが今できることは、一番できることはこの土地を売らないことじゃないんですか。そう思いませんか。（傍聴席で拍手する者あり）

○議長（上野伸五）

傍聴人に申し上げます。傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎたてることは禁止されておりますのでお静かにお願いいたします。また、私の命令に従われないときには、不本意ではございますが、地方自治法第130条第1項の規定により退場を命じなければなりませんので、念のため申し上げます。よろしくお願いたします。商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

先ほど議員が質問をされた、いわゆる開発のことでございますけれども、この鉱業権を設定したのは、昭和38年4月11日、旧庄内町議会でこの石炭鉱業の不況による地域産業の衰退防止及び鉱物の開発による町政振興の補完を理由として取得したものでございます。もともとこの鉱業権を取得した理由は、開発をすることを目的としておりますので、その部分についてご理解をいただきたいと思っております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

関係のない答弁ですね。市長、私川上が質問する立場と市長が答弁する立場で1つ一致しているように見えるところあるでしょう。地域の環境を守るという、景観とか含めて一致しているように見えるでしょう。そのためにはこの土地を市が売らないということが一番確実な保証じゃないかというふうに聞いているわけです。答弁できますか。

○議長（上野伸五）

市長。

○市長（片峯 誠）

その理解の仕方が恐らく違うんだろうと思っています。前段の分のおっしゃっている意味はわかります。お気持ちもわかります。ただ、売らない選択をしても、調べましたら全国の自治体の中で同じような状況の中で、この鉱業権を自治体が手放したところもございます。そうなったときに、例えば、市が売りません。市有地から開発できなくても私有地もありますので、そこを取得されて開発をされたときには、今度私どもがどんなふうに入るのか。今だったら、最終的に、いろんな諸条件をうちがつけることができると思っているんです。開発の仕方についても、

そして、将来的な今の関の山として、自然を取り戻すための方法についても、うちとして業者にきちんと約束を取りつけることができる。そんなふうに考えているところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

それは無理でしょうね。それで、地元の方々が今度要望書を出している鉱業権を放棄した場合でも、土地を売らなければ今の環境を守れる。こういうふうに言っているでしょう。これは片峯市長、実は国の考え方と一致しているんですよ。そこで、担当課長のほうがいいかなと思うけど、部長でもいいけど、2017年4月14日に片峯市長の時代ですよこれ、4月14日ですから。商工観光課長が九州経済産業局資源エネルギー環境部鉱業課係長にあつて、質問し回答をもらっていますね。それについて、今重要な認識を持つことができると思うので説明してください。この内部文書があるでしょう。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

今のご質問というのが、土地の所有者と鉱業権所有者の関係、これが市であるということで、この鉱業権を放棄して他の事業者が鉱業権を取得したとしても、市の土地であるため、市の同意なしに採掘はできないのではないかと。そのため市が鉱業権を継続して持つことに意味はないのではないかとというふうな九州経済産業局の職員の方のアドバイスでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

こう書いているんですよ。これは金曜日かな。田川の企業から土地及び鉱業権売却の話が出ているが、とくるわけですよ。地元調整がつかないため売却ができない状況でありと。市も採掘を行う予定がないことから、事業着手の延伸申請2年更新を行っています。そこでQ&Aなんです。1問目は、地元と調整がつかないことによる理由でいつまで延伸が可能なのかと市の課長が聞いているんです。これに対して国の係長が、現状では申請を認められているが、いつまでも同じ理由での延伸は可能ではないだろうと。鉱業権は採掘等を行ってお金を得るための権利であるため、このままの状態が継続できるとは限らないと書いてある。2問目は、今答弁があつたけど、土地の所有者と鉱業権所有が、市であるが、両方持っていますよと。市が鉱業権を持つ必要があるのだろうかというふうに、市の課長が聞いているわけですよ。市の課長は鉱業権を持つ意味があるのかと聞いたわけです。必要があるかと。そうすると、国の係長が鉱業権を破棄して他の事業者が鉱業権を取得したとしても、市の土地であるため、市の同意なしに採掘はできない。そのため市が鉱業権を継続して持つことに意味はないのではないかと書いてある。この内部文書は全部決裁しているんですよ、部長まで。判こを押している。しかも鉱業権を自治体が売却した事例はあるのかと。その当時ですよ。売却した事例は聞いたことないと。本州にはその後出たらしいけど。鉱業権を持っている自治体があるのかと。それはあるよと。採石だけではなくて、温泉とかガスもありますよということなんです。だから、地元の自治会の皆さんが要望を出しているこの内容というのは、国が支持している、支えている。国の意見と一致しているんですよ。このことについては、私は国とのやりとりを公式のやりとりを情報開示請求で要求したんだけど、これしか出てこない。ということは2年半たっているけれども、国の見解、市の認識は、これが現在の認識であるはずなんです。あなた方が違う認識を言うのであれば、それは闇取引と言うべきですよ。それはまだ言ってないでしょう。だから国の見解と地元の方の見解はそういう間柄なんだけど、それでも片峯市長、土地を売ってこそ環境は守られるというふうに言い張りますか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

鉱業権と所有権のお話をいただいていると思います。ここに記載のとおり、鉱業権については開発の予定がないのであれば継続して行政が持つことはできないだろうという一つの回答をいただいております。今回、土地、用地につきましては、当然申請許可等々が鉱業権を持ってある方から、もともとの鉱業権の趣旨が採掘をすることです。この鉱業法に基づく鉱業権の実行を行う、そうすることが法の趣旨だと考えております。そういった中で、先ほど市長も申されましたように、市の土地、個人の土地もこの鉱業権の中にはあるものがございます。そういった一帯の中で、どのような動きになるかということは、現状では十分に把握はできませんけれども、この国の法律の鉱業権の趣旨からいたしまして、市が逆に土地のほうに関する同意、恐らく、質問議員のほうは同意拒否でいいんじゃないかというご指摘だと思うんですけども、その状況については、まだ不明なところが多々ございます。そういった中で用地についても、冒頭課長の申し上げましたとおり、払い下げ申請のほうが出てきておりますので、そのことについて鉱業権とともに売却をしたい、売却をするという方針で現在取り組んでいるところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

市有地を売らないほうが住民が望む環境を守れるのか、売ったほうが守れるかについては、請願も出ているので経済建設委員会でもよく審議されることになるだろうと思います。そこで決着をつけてもらいたいという気もするんですけど、今、市長と我々議員の前にあるのは、特に担当の常任委員会の議員は鋭く問われると思うけど、市長が取り下げない場合、このまま審議、採決になってくるでしょう。継続審査というのもありますけど、可決の場合は、これを可決した場合、議案第99号と議案第116号を可決した場合は、市長もろとも議会が信用を失ってしまう。議員はもちろんですよ。否決の場合は市長は信用を失うけど、議会はチェック機関としての名誉を保つことができるんですよ。こういうことについて市長、どう思いますか。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員に申し上げます。会議規則第51条第3項の規定により、質疑に当たっては自己の意見を述べるできないこととされておりますので、ご自身の意見は討論で述べていただきますようお願いを申し上げます。

○議長（上野伸五）

市長。

○市長（片峯 誠）

途中までの慎重審議を所管の委員会の中で、私どもの提案説明に基づいて、議員の皆様も疑義があったら率直にご質問なさるでしょうし、それは恐らく地域の住民の方々の要望や意向を受けてのことにもなる。そこまでは、私もきっとそうなるだろうし、そうなるべきだと思っておりますが、問題は、今協議し決断しなければ、これを可決すれば自然破壊が進んで不幸になるかのような断片的な発想ではなく、すればどうなるか、しなければどうなるか、しないときには、国は一切、そして企業も一切手は出せないというような見解に立って、るる質問されてますが、私どもはそうはならないだろうと思っておりますので、危機感を持って、今回しっかり皆さんと協議したいと思っております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

自分の意見を言わないと質問がなり立たないんですよ。だけど、せつかく議長が会議規則を出して注意されていますので、気をつけますけど、片峯市長がこのままいった場合のことは言われ

たけど、じゃない場合のことを言いましょう。取り下げて延長申請を来年したとすれば、現状維持されるんですよ。つまり、申請してオーケーなら現状維持されるでしょう。それから、もし申請を認めませんと言われたら、権利放棄しないといけない。簡単なんですね。議会で議決して出せばいいんだから。そのときは市有地を保持する。市有地を保持すれば現状は維持されるんですよ。いずれにしてもこの市有地、280万円で高いと考えるか、安いと考えるかわからんけれども、数字は280万円だけど、何世代にも渡って飯塚市民と入水、山倉の地元住民の皆さんにとっては孫、子にかかわる問題ですよ。だから市有地なんです。そこで物を売る相手はもうあなた方は決めてしまっているから、もう仮契約を結んでいるんでしょう。8月23日に結んでいないですか。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

今回の上程理由として、ご質問のとおり8月23日に仮契約を結んでおります。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

仮契約の相手が誰でいつ結んだかというのは後で聞きますけど、その日の夜、山倉自治会の皆さんに、同意してくださいと言っているでしょう。そのときに、仮契約を結んでいますけどというのは説明しているんですかね。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

仮契約の話はしておりません。ただ、売却の方向で考えておるといふような形で説明しております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

片峯市長、これはこの問題に関する市職員の通常のやり方です。隠蔽です。しかるべき情報提供せずにこういうやり方しているんです、ずっと。これは公務員の信用失墜行為に当たります。懲戒対象にもなる可能性がありますよ。こういうことを一所懸命頑張っている課長に、あなたはさせているんだ。あなたの言い方で。それでこの相手方、どういう相手方かについて、6月定例会で私が最後3つ時間がないからまとめて質問したでしょう。経理的基礎、技術的能力、十分な社会的信用、公害など住民の被害を完全に解消できる地元の同意の取れる事業者であるかについてどういうチェックをしたのかと聞いたら、国のチェックリストでやったって言いましたね。そのチェックリスト、いつ誰がどのようにチェックしたのか、その結果どうなのかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

払い下げ要望がございましたのが5月10日でございます。それから私どもがこの事業者、いわゆる関の山鉱山株式会社が今回の売却対象となりますけれども、そちらを譲渡先優先事業者と決定したのが5月17日でございます。この間、私ども職員と、国のほうにも意見を聞きながら、そのチェックをさせていただいたところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

簡潔過ぎるでしょう。鉱業権の移転の許可審査項目というのが九州経済産業局長の処分に係る審査基準等についてという訓令で出ているでしょう。どういうチェック項目なんですか。私がさっき言った以外のこともあるでしょう。ちゃんと説明してください。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

まず、経理的基礎を有することです。項目を読み上げます。ア、事業に要する資金の額及びその資金の調達方法を確認すべき書類。イ、出願人または申請人が法人である場合は直前3年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書。ウ、その他として、法第109条に定める鉱害賠償が生じた場合に備えた支払い能力を有する書面の提出等です。次に、技術的能力を有することです。ア、主たる技術者の履歴書、鉱物の採掘に係る体制を記録した書面です。次に、3、十分な社会的信用を有すること。ア、鉱物の採掘に伴って必要となる他法令に基づく手続における保安林指定解除申請、砂防法における鉱物の採掘許可等において、違反をした実績がないか。イ、鉱業権の設定を受けようとする者に係る行政機関への鉱業に関する苦情がないか。ウ、過去において鉱業権を利用した利益強要等悪質な事例の報告がないか。エ、外国における強引な開発を実施していないか。オ、反社会的行為に関与したことがないか。カ、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないか、または暴力団員と密接な関係を有していないか。キ、我が国の鉱業関連法令またはこれらに相当する外国人の法令規定に違反し、または刑法の罪を犯し、罰金の刑に処せられたことがないか。ク、禁錮以上の刑に処せられたことがないか。ケ、過去において、所属した法人等または現在所属する法人等が鉱業監督当局により法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令、または免許、登録もしくは認可の取り消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として、または当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意または重大な過失によりこれを生ぜしめたことがないか。コ、鉱業権の設定を受けようとする者が鉱業法上の権利について、不適切な勧誘行為等を行ったとして、消費者庁が消費者安全法第38条第1項に規定する消費者への注意喚起を行い、企業名等が公表されたことがないかということになります。

○議長（上野伸五）

暫時休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。休憩前に引き続き、「議案第99号」に対する8番 川上直喜議員の質疑を許します。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

先ほど鉱業権の移転の許可に関する審査項目について、項目の紹介がありました。私が先ほどお尋ねしたのは、このチェックリストに沿って、いつ、誰が、どのようにチェックしたのかということをお聞きしたんです。答弁ができますか。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員にお伺いいたします。ただいま「議案第99号」についての質疑を承っておるんですが、関連性も考えて、「議案第116号 財産の処分（山倉）」についての質疑も承っておるんですが、この際、「議案第116号」にも川上議員から質疑通告があつておりますが、この第116号については取り下げをさせていただいて、この第99号、現在行っていただい

る議案の中での質疑をまとめて行っていただくという取り扱いをさせていただいてよろしいでしょうか。

○8番（川上直喜）

はい、お願いします。

○議長（上野伸五）

では、そのように取り扱わせていただきます。商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

先ほどちょっと答弁させていただいた中で、まず5月10日に関の山鉾山株式会社のほうから要望書が出て、それに付随する書類として、先ほどの審査項目の必要書類をいただいているところでございます。その部分につきまして、それから調査を重ね、5月17日にその内容を決定した。優良だったというふうな形で判断しているところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

そういうことを聞いていないんですよ。そういうやり方がずっとこの問題ではつきまどっているんですよ、そういう説明の仕方。例えば、聞きましょうね、経理的基礎を有することについては、アイウと紹介したでしょう。アイウについてはどういう書類の提示がありましたか。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

まず、事業に要する資金の額及びその調達方法について。そして、決算報告書、貸借対照表、損益表、株主資本等変動計算書、これを3カ年分でございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

それは、ほかの項目と同じ日かどうかわからないけれども、いつチェックしたんですか。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

先ほどの答弁と重なりますが、5月10日に一緒に提出いただいた中で、5月17日までの審査の中でしております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

土日もやったんですかね。1週間かかったという答弁ですか、今のは。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

1週間の間に事務処理等を行っております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

この1番の問題については、場所はどこですか。いつ、誰かと私は聞いたんだけど、どこでもつけ加えましょう。明確にちょっと言ってください。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

私どもの商工観光課の執務室でございます。私と担当課長補佐で一応確認をしたところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

課長と補佐とで、一応と言ったね。その次は、技術的能力を有することについては、主たる技術者の履歴書とありますね。主たる技術者というのは、どういう技術者のことですか。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

まず関の山鉾山株式会社の保安全管理機構図、こちらの提出と採掘に関する管理体制、そして、関の山鉾山株式会社の主たる技術者の履歴というふうな形で提出書をいただいております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

関の山鉾山株式会社は資本金5千万円で社員38人となっているでしょう。その中で、主たる技術者の履歴書と書いてあるじゃないですか。だから、主たる技術者というのはどういう技術者のことを言っているのかと聞いたんですよ、さっき。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

役職としましては、いわゆる採掘をする、鉾物を採掘する採鉾部の顧問、そして、所長代理、採鉾課長、そして製造課長、この4名の履歴書をいただいております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

そういうものを出すんですか。ダイナマイトの発破をかける資格が要るでしょう。そういう有資格者の履歴書を出すんじゃないんですか。どこでもそうになっていますよ。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

記載した書面の提出には、技術者の組織体制、主たる技術者の実務経験を確認するというふうな形で、先ほど説明しました保安全管理機構図、こちらに総括作業責任者、作業管理監督（電気）、総括作業責任者とあります。この採掘課長というのが、言いました作業監督者としてこの火薬の取り扱いを持たれた者でございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

それは資格を確認していますか。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

履歴書をいただいているところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

だから、その資格が確認できるんですか、その履歴書で。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

現在、関の山鉱山株式会社では、既に採掘を実施しております。こちらは国のほうの許可を得てしているところでございますので、その部分の同種の方の提出をいただいておりますので、その部分で私どもが判断したというところがございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

資格は確認していないという答弁を今やっているんですよ、あなた方。多くのところで、資格を持つべき人が必要な事業には、資格がこの方にありますと、国家試験なら国家試験、その免許状のコピー、それから、本当にその人がその事業所の職員であるかどうか確認するために、保険証の写しの提示まで求めるんですよ。あなたの今のだと、本当にしっかりした技術を持った資格保有者がいるかどうかは関係がないという、気にしていないという答弁ですよ。そんなのに1週間もかかったの。それから、十分な社会的信用を有することについてはどうやって審査しましたか。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

関の山鉱山株式会社代表取締役社長の中村義道氏から飯塚市長宛てに、誓約書としていただいております。関の山鉱山株式会社及び当社役員は鉱業法第29条第1項第3号イからハまでのいずれにも該当しないことに誓約いたしますというふうなことで判断しております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

九州経済産業局は、事業者が誓約書を書いたらいいというように言っているんですか。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

鉱業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について申し上げます。そちらに、欠格条項に該当しないことと書いてあります文面で、鉱業法及び鉱山保安法に基づく法令違反の有無について誓約書により確認すると記載されております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

十分な社会的信用を有することはア、イ、オ、カ、ク、ケ、コと。あなたが言っているのは④じゃないんですか。欠格事由に該当しないこと、アを答弁したでしょう。私が言っているのは、十分な社会的信用を有することの項目なんですよ。まだそこまで行ってないよ。④の欠格条項のところまで。③の十分な社会的信用を有することのア、イ、オ、カ、ク、ケ、コの中に、誓約書でいいというのはないでしょう。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

別途に、暴力団排除に係る誓約書等で、暴力団による不当な行為防止に関する法律ではないか、または暴力団と密接な関係を有していないかというところの誓約をいただいているところがございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

仮にそうであった場合、そうですと言わないでしょう。違いますという誓約するでしょう。これは警察に問い合わせればいいんでしょう。警察に問い合わせましたか。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

問い合わせはしておりません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

何か警察に問い合わせると不都合なことがあるんですか。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

特にありません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

じゃあ、なぜしないんですか。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

飯塚市が必要に応じて、当社の役員等について警察に照会するというふうな形で、今のところ、その部分について、まだ照会を控えているところがございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

まだというのはどういうことですか。まだ控えているというのは。議案を上程したんですよ。5月17日付で、観光課の職員が起案して、10日に起案しているんですよ、これ。片峯市長、これ公よ。公文書なんですよ。市長決裁文書なんですよ。5月10日に、要望書をもらったその日に、大丈夫ですという決裁を起案しているんですよ。5月10日に起案しているんですよ。そして決裁は5月17日ですよ。なぜこの職員はもらったその日に、何にも見てないはずなのに起案できるんですか。起案文書もちゃんと書いているよ。ちょっと起案文書を読んでもください。この職員が起案した5月10日付の文書。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

標記につきまして、令和元年5月10日付、元飯経商第161号のとおり、下記事業者から鉦

業権及び付随する市有地の払い下げ要望がありました。平成31年3月8日付、30飯経商第687号、市所有鉱業権（山倉・網分地区）の譲渡等に係る方針についてにおいて示した有資格事業者条件のうち、経理的基礎、経済的能力、十分な社会的信用、欠格事由に該当しないについて聴取しましたが、いずれも国の定めた審査基準を満たしておりました。このことから、下記申請事業者を譲渡先優先事業者として決定し、公害等諸問題の解消を含めた地元住民の合意を図るため、地元協議を進めてよいかお伺いします。なお、譲渡価格については別途お伺いいたしますというふうな形で決裁しております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

片峯市長、公文書だからあなたの決裁があるんですよ。もちろん副市長も。もう、今くどいけど、5月10日の何時にもらったんですか。その日の日付で起案しているんですよ。この職員の起案のほうがかつたんじゃないんですか。文書をもらうより。そのように時間的なところをお尋ねします。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

そのようなことはございません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

否定したでしょう。そうしたら、5月10日、何時にもらったんですか。関の山鉾山の文書。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

午前中の中にいただいております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8元（川上直喜）

この職員の起案は、何時に起案して、回し始めたんですか。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

起案日のことと言われてありますけれども、さかのぼって起案しております。5月17日まで審査しまして、この文章、申請書類をいただいた日にちでの起案日とさせていただいているところです。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

じゃあ、総務部長にお尋ねします。飯塚市では、今のようなことを普通やっているんですか。普通なんですか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

総務部長の立場といたしましては、文書の受け付けからその後の供覧、決裁等については適正

に行われているというふうを考えております。時間的な部分というのは、その文書の取り扱いによって、それぞれ個別案件がありますので、一概には言えないところもございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

わからないね。決裁した日に起案日を決めるということが、飯塚市では起こっているということ今答弁したんですか。

○総務部長（久世賢治）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

決裁があった日に起案日を決めるということを、決めていることはございません。ただ、事務の処理の内容によりましては、起案をして、急いで決裁をいただくということはございます。そういった場合もございますので、一概にこういう形で何日かけてというふうなことは決まっていというふうに答弁させていただきます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

今の答弁は、物が来ました。急いで対応するというので起案をしました。決裁が近いと。即日決裁とかもあるかもしれないよということを言っているんでしょう。これは違うんですよ。今読んだでしょう、担当課長が。かなりの資料をもらって、そして、国が決めた基準に基づいて審査をして、いずれも国の定めた審査基準を満たしておりましたとくるわけですよ。ところが、これは10日付の起案なんですよ。ところが、担当課長は1週間かかってやりましたと言っているんですよ。市長これ判こを押しているんだからね。市長がいつ判こを押したかも気になるんだけど、これではわからない。一応、理屈から言えば17日の日に判こを押しているんですよ。あなたが見たときに、担当課が10日に起案したんだと。まともに調査して満たしていたと言ったかどうか聞かなかったですか。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

私どもの事務の中で、5月10日に受け付けをし、その受け付けした日にちから、その審査したまでの期間、その部分を私自身が起案日と誤って判断したところであります。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

今の答弁確認しますよ。経済部長、今の答弁、どういう意味ですかね。誤った文書ということでしょう。関の山鉾山株式会社を譲渡先優先事業者として認定する文書ですよ、これ。間違ったという答弁がありました。経済部長、どうですか。

○議長（上野伸五）

暫時休憩いたします。

午後 1時22分 休憩

午後 1時24分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

先ほど担当課長が答弁した件でございますが、この起案文書の起案日につきまして、10日と記載しておりますが、この記載が誤っていたと。受領日をもって起案日を記載していたということでの答弁というふうになっております。したがって、この起案日といたしましては5月17日とすべきところだったというふうに捉えております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

これはもうしょうがないね。5月10日を書いてあるのをいまさら17日と見てくださいというわけにはいかないでしょう。きのうあたりからもう加計学園問題のこととか随分気になるんですよ。きょうは森友学園問題ね。これどうするんですか。書き直して読んでくれということになるわけ、行政手続上。もう半年も前のことですよ。ここまで来てしまったんだけど、これは法律どおりなんですか。市長の判こ押してあるやん、一番大きいよ。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

先ほども経済部長のほうからもご答弁いただきましたが、決裁日、いわゆる起案日と決裁日が同日でございます。ただ私ども起案日を誤って記載しております。この記載につきましては修正をさせていただきます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

総務部長、修正するということはどういう意味になるんですか、この行政手続上。議案まで上程しているんだけど、法的に適格なんですか、これは。この行為は。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

今回議案の上程させていただいております。議案の中に記載ミスとかあれば、当然これも重要な瑕疵といいますか、議会に対しての修正等のお願いになってこようかと思えますけれども、今、執行部のほうで答弁させていただいておりますのは、私どもの中にある公文書でございます。これにつきましては、一応もう情報公開等も出しておりますので、当然、修正等については、やはり今言うふうな情報公開でとられた方もおられるというふうな観点もございまして、修正をすることは可能であるというふうには考えております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

片峯市長、飯塚市政において公文書の書きかえ宣言が今あったんですよ。どうする。本会議場での答弁ですよ。公文書の書きかえ宣言。答弁して。

○議長（上野伸五）

市長。

○市長（片峯 誠）

今、私が決裁をしましたのが5月17日であります。その日に、通常の市有地売却のあり方と今回と異なりまして、担当部署を呼んで説明を聞いたので、その内容とともに覚えているところでございます。現在、いろいろる質問をする中で、5月10日に向こうから文書が来たど。

そして、決裁は17日だけれども、受領日を起案をした日が何日なのか僕もわかりませんが、受領した10日の日として起案をいたしましたというような起案のあり方等につきましては、今後、本件だけでなく、透明性を担保するという意味できちんと公文書、そして書類の受領から起案、決裁日までの全庁統一を図っていきたいと思っております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

撤回しないね、総務部長の答弁を。公文書を書きかえてくださいという答弁したんですよ、今。あなたそれ、今後は気をつけますという答弁したでしょう。私は、公文書を書きかえて、公文書よ。書きかえてくださいと、何年保存ですか。30年保存よ。これ間違っていましたから書きかえてくださいというように言ったんよ。公文書書きかえ宣言をした。片峯市長がそれ事実上、今肯定した答弁ですよ。今後は気をつけます。でも、本当に日付を間違ったんですか。あなた、見ないで言ってるやろう、片峯市長、これを。私は、職員は間違っていないと思う。なぜかという、これはパソコンですもん。パソコンで活字で5月10日で打ち込んでいるんですよ。決裁日はR1.5.17と手書きなんですよ。だから、この職員が、内線番号まで書いてあるじゃないですか。起案5月10日、この職員が書いたんです。課長が書いたわけじゃない。課長が職員の名前をかたって書くわけじゃないでしょう。だから、そうだとすれば、あなた方は、この国が示した基準、まともに審査する暇がなかった。警察に問い合わせして、警察が電話とかでポンと答えるわけじゃないでしょう。だから、あなた方、警察にも問い合わせしなかったというけど、する暇がなかったんですよ。こんないいかげんなことをやって、今、本会議場で暴露されても、それがどうしたという態度じゃないですか。これは、経済建設委員会でも、この売却に賛成する議員であろうと、反対する議員であろうと、こういう手続で、流れの中で、関の山鉱山株式会社ということで名指しで交渉して、売却を大急ぎでやって、市民に隠れて出された議案がまともかどうかというのは検討されると思います。さらに、じゃあ、なぜそんなことが起こるのかと。普通の企業が相手だったらそんなことしないでしょ。まじめに審査するでしょう。それで、関の山鉱山株式会社、権利と土地を売って6千万円もらおうとしているわけだけど、資本金5千万円ですよ。6千万円をどこから持ってくるというふうに聞いていますか。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。（傍聴席で発言する者あり）静粛にお願いします。

○商工観光課長（大庭敏一）

資金調達については確認しておりません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

市長、経理的基礎を有することをチェックする中で、アとあるじゃないですか。事業に要する資金の額及びその資金の調達方法を確認すべき書類と一番に書いてあるんですよ。確認していない。する暇がなかった。する必要はなかった。今からでも、なんか推測して言えばいいじゃない。いつも、「と思います」と言うじゃない。6千万円はどこから持ってくるんですか。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

その分については、事業者のほうの判断かと思います。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

鉱業権を監督している九州経済産業局長が、移転の許可のイの一番にこのことを挙げているんですよ。暴力団問題じゃないんですよ。このことはイの一番じゃないですか。お金をどこから調達するのよ。日本の鉱業活動の中で、変なことがたくさんあったりしたことがあるわけですよ。それで住民が明治時代から泣いたりしてきているんじゃないですか。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員、確認はしていないという答弁ですので、次の質疑に入っていただいていますか。

○8番（川上直喜）

市長、どう思いますか。こんなこともやっていないことについて。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

先ほど審査基準の中でも申しあげましたけれども、決算報告書の中に、損益計算書や貸借対照表がございます。そちらの中で経理的基礎が十分であるというふうに判断しているところでございます。なお、そこの資金調達の分については、私どもは、そこは確認しておりません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

市長に聞いたんですよ。ちょっとこれは一般論だけど、その6千万円が変な金だったらどうしますか。きちんと確認せよというふうに九州経済産業局長が言っている一番のやつをしてない。これは経済建設委員会で審査されると思います。するやろ。それで、関の山鉱山株式会社は、ことし5月10日に要望書を出したんだけど、その内容、どうなっているかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

5月10日の鉱業権及び市有地の払い下げについての要望書でございますが、まず、このことについて下記のとおり、鉱業権及び市有地の払い下げを受けたいので、関係書類を添えて要望しますとあります。まず、鉱業権の登録番号、福岡県採掘権登録2473号、甲区の所在地、飯塚市山倉1番地及び2番地、甲区の面積、3万7300平米、目的とする鉱物の名称、石灰石、関連市有地の所在地、飯塚市山倉1番地、趣意書別紙のとおり、添付書類として、先ほど申し上げますような審査基準、これは鉱業権の移転に伴います審査内容、添付書類の同様の書類でございます。あわせて先ほどの趣意書の内容を申し上げます。弊社関の山鉱山株式会社は、平成16年2月に設立、平成16年3月に中村産業株式会社が経営権を取得後、三井鉱山株式会社から事業を引き継ぎ、中村産業グループの一員として操業を開始しました。以降、地場産業として地域社会に貢献し、健全かつ豊かな未来を切り開いてまいりました。今回払い下げを要望する鉱業権地については、弊社の所有している鉱業権地、福岡県試掘権登録11215号及び借用し租鉱等を実施している鉱業権地、福岡県採掘権登録2852号、福岡県租鉱権登録第838号に隣接しており、現在実施している採掘事業の継続には大変重要な用地であるため、過去においても、払い下げの要望をしておりましたが、庄内地区住民との協議が整わず、その取得には至っておりません。しかし、平成24年度の鉱業法改正により、国は限りある資源の有効活用を進めるとともに、技術力、体力、社会的信用力を所持する採掘権者への鉱業権の設定許可を行うこととなりました。弊社においては別途しております資料のとおり、改正鉱業法の趣旨に適応した事業者であるとともに、採掘事業を継続していくことで、地域の雇用を確保し、さらなる地域社会への貢献ができるものと考え、再度払い下げについて熱望するものです。なお、鉱業権等の取得後は次の事項を遵守しますので、格別のご配慮を賜りますようお願いいたします。（1）採掘事

業の継続については、庄内地区住民の生活に配慮した事業を行うこと。(2) 保水対策、災害対策については最重要と考えた対応を行うこと。(3) 騒音、粉じんによる環境被害、農作被害は起こさないこと。(4) その他環境保全には十分配慮することとなっております。

○議長(上野伸五)

8番 川上直喜議員に申し上げます。既にこれら議案に関する質疑が1時間30分を優に超しているものと思われます。本市議会では、委員会中心主義の議会運営を行っております。先ほど質問議員が言われましたように、「議案第99号」に関しては総務委員会、「議案第116号」に関しては、経済建設委員会への付託を予定しております。本会議における議案質疑に関しましては、概要に関する質疑にとどめていただきまして、付託委員会への審査要望にとどめて、審査要望をしていただきますようお願いを申し上げます。8番 川上直喜議員。

○8番(川上直喜)

今読み上げられた内容、住民、地元同意についてどういうふうに書いているんですかね。自分は、協議が整わないからというふうに言っているのは、会社としては同意がもらえないということでしょう。認めている、自分で。だけど、飯塚市が格別の配慮をしてくださいよというふうにきているわけですよ。この飯塚市は、地元住民の同意がなければ売却できませんとずっと言い続けているところなんです。地元住民の同意がなければ売れませんかと言っている飯塚市に自分は同意がとれないけど、何とかしてくれよという文書ですよ、これ。極めて無礼だ。こういうものをもらって、その日のうちに、よく調査したので、というような起案文書なんです。それで、再度と書いてあるでしょう。1回目はいつですか。

○議長(上野伸五)

商工観光課長。

○商工観光課長(大庭敏一)

平成22年9月16日でございます。

○議長(上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番(川上直喜)

なのになぜ売らなかったんですか、そのとき。

○議長(上野伸五)

商工観光課長。

○商工観光課長(大庭敏一)

ちょっと現在持ち合わせておりません。失礼します。

○議長(上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番(川上直喜)

飯塚市と協議の上で、もういいということになったんですよ。要望はするけど、でもいいと。まだいい、今はまだいい。それで平成28年4月27日に飯塚市の経済部長と観光課長、課長補佐が関の山鉦山の現場視察をして、中村産業の幹部2人と打ち合わせをしていますね。庄内のまちづくり協議会と山倉が同意しないから困っているということを書いているんですよ。庄内のまちづくり協議会と関の山の登山道を近いうちに訪れ、登山道の整備等を行うことで、まちづくり協議会での鉦業権の中村産業の譲渡等を同意して山倉自治会の同意を打診してはどうかと。当時の経済部長が、発言して打ち合わせ事項で明記されています。担当部で持っているはずだから説明してください。これはどういう意味なのか。これはあなた方の公文書ですよ。

○議長(上野伸五)

商工観光課長。

○商工観光課長(大庭敏一)

私どものメモと言いますか、当時の議事録だというふうに理解しております。打ち合わせ事項として、中村産業から早期での鉱業権及び土地の譲渡要望、そして、中村産業から関の山の空中写真等を見ながら、事業の説明を受けた。市から山倉の自治会としては同意は難しい状況であることの説明、また、市から入水自治会は山倉が同意すれば問題ないとの立場であることの説明、山倉自治会から要望を上げるのではなく、市からどのようなことができるのか、提案することがよいのではないか。部長が庄内のまちづくり協議会と関の山の登山道を近いうちに訪れ、登山道の整備を行うことで、まちづくり協議会での鉱業権の中村産業への譲渡等を同意して山倉自治会の同意を打診してはどうかというふうな打ち合わせ事項があったというふうに理解しております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

これはどういう意味なんですか。特に経済部長が、庄内のまち協を通して登山道を整備するから、山倉の自治会に同意を打診してはどうかと。こういうことを、後にするんですか、したんですか。わかりますか。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

それについては、その分については、不明でございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

わからないといかんでしょう。10年前のことは、私しかわからんです。議員だったんだから。これはあなた方おったんだから、わからんといかんですよ。この中村産業幹部2人と経済部長、観光課長、課長補佐。3年前のことなんですよ。庄内のまち協の会長に会うしかないでしょう、まず。会って話したら記録を残しているでしょう。でも情報開示請求しても出てこない。だから公式な話をしていない可能性が高い。公式な話をしていないということは、どういう話をしたんですか。わからないはずないですよ、3年前の話。重要引き継ぎ事項になっているでしょう。あなた方の部長交代の折りに。経済部長、どうなんですか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

本件の事実につきましては、直接的に引き継ぎは受けておりません。今この議事録と申しますか、メモを拝見する中で、今回の鉱業権、2カ所ございますが、関の山頂部分とそれから今回議案として上程議案として提出させていただいております山倉地区の乙鉱業権と2つございます。そういった中でこの内容は申しわけございません、文案からしか判断をできませんけれども、山頂付近、当然登山道ですので山頂付近の部分、鉱業権のある部分だと推察いたしますので、その部分について、登山道の整備を行うこと等の提案をしてはどうかという、協議がなされたというところまででございます、申しわけありませんが、その後の引き継ぎ事項として、私のほうで、実際引き継いだことはございません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

相手のほうは引き継いでいるんですよ。同一人物かわからないけど。つまりこれは、公務員の信用失墜行為に当たるんじゃないですか。こんなことまで皆さんが、地元の方の福利厚生というか、福祉の増進のためにこういうふうにしたいと、登山道をつくりたかったら、つくってもらい

たいですよ。きちんと。整備してもらいたいですよ。そのことと、この売却問題とどういう関係があるんですか。しかも、それを中村産業の幹部2人含めて、5人で話し合ったというのは、現場で。けしからんじゃないですか、これは。あなた方は信用失墜行為、こういうことをやる中村産業、幹部2人の名前を消してあるけど、あなた方わかるでしょう。社会的信用がおけるんですか。こういうやり方をする飯塚市も飯塚市ならば、この会社も会社ですよ。会社どころかグループですよ。このことで、社会的信用の問題で、十分審査してもらいたいと思うんです。いずれにしてもこのころまではわかると思うけど、住民同意を得るために、あなた方も苦勞しているし、中村産業も関の山も苦勞しているわけですよ。ところが、今度5月10日の中村の関の山の文書を見るともう苦勞をするのをやめたわけ、自分は。飯塚市に苦勞してもらおうということですよ。もう地元の同意がなくても、とにかくくださいということを書いているわけです。飯塚市は、今までやってきた経過があるから見切り発車でも何でも後でも、同意が何とかとれないかなみたいな感じがあるわけですよ。合意形成とかいうわけね。どうして、このように関の山鉱山株式会社が強引で住民同意も要らないというふうに態度が変わっていくかという、その時期をあなた方はわかると思うのね。関の山鉱山株式会社がどういう会社か、資本金5千万円、取締役は誰、どういうメンバーになってきた。それを知っとかないと経済産業局が要求したことに応えることにならないでしょう。それで取締役の状況を把握していますか。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

5月10日に提出いただきました要望書、これに付随する書類として、履歴事項全部証明書、こちらにはさまざまな内容が載っていますけど、その中にいわゆる、役員に関する事項として、書類を提出いただいております。また、関の山鉱山株式会社役員履歴書として別添でございますが、代表取締役、そして4名の取締役、また、お1人の監査役の履歴をいただいているところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

4人の取締役というのはちょっとおかしいね。いつの時点での4人ですか。履歴書は。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

先ほどのちょっと私の説明が悪いかと思いますが、代表取締役を含めると、5名でございます。そして監査役がお1人でございます。5月1日時点での役員履歴書の記述となっております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

それならわかります。それでその中に、異例だと思えますけれども、麻生セメント代表取締役副社長が入ってきているでしょう。ちょうど同意がなくても売ってもらいたいよねという圧力が加わってくる2017年11月10日に就任しているでしょう。事情を聞いたはことないでしょう。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

その事情は、お聞きしておりません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

ないでしょうね。しかし、5%の出資があるでしょう。これはいつからか確認しましたか。

○議長 (上野伸五)

商工観光課長。

○商工観光課長 (大庭敏一)

その内容についても、把握しておりません。

○議長 (上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

これはウェブサイトで公表されている事実ですよ。目をつぶっていればわからない、目をあけていけばわかるくらいのことなんです。麻生セメントの代表取締役副社長が、何で5%出資の関の山鉱山株式会社に、入ってくるんですか。しかも外国の方ですよ。オリヴィエ・ルノアーさんという方、片峯市長面識あるでしょう。今、質問したんだから。

○議長 (上野伸五)

市長。

○市長 (片峯 誠)

初めて知りましたし、面識ありません。

○議長 (上野伸五)

8番 川上直喜議員に申し上げます。先ほどから申し上げておりますけれども、圧力とかいう文言も出てきておりますが、質疑に当たっては自己の意見を述べるできないと、会議規則第51条第3項に規定されておりますので、会議規則第51条第2項の規定により議長において注意をさせていただきます。よろしく願いいたします。8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

今から事実を言いますね。担当課長がことしの2月18日に起案し、3月8日に決裁しています。この鉱業権の2つの鉱業権の売却問題について、決裁が出ている。その中で、あわせて地元同意形成のために、庄内自治会長会と協議をしてよいかと、説明会をしてよいかと言うんだけど、それは3月20日ですよ。この麻生セメントから入ってきた、麻生セメントの代表取締役副社長の鉱山株式会社の取締役は、3月25日に再任されているわけです。そして5月10日にこのグレーな、住民にとって、住民同意がなくてもいいじゃないかという要望書が出てくる流れなんです。それで、5月10日に社長名の要望書を持ってきた人達はどのような方ですか。

○議長 (上野伸五)

商工観光課長。

○商工観光課長 (大庭敏一)

中村産業株式会社の大久保総務部長でございます。

○議長 (上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

その方は、何の資格で、関の山鉱山株式会社の要望書を飯塚市長に届けにきたんですか。

○議長 (上野伸五)

商工観光課長。

○商工観光課長 (大庭敏一)

中村産業グループ本社の総務部長でございますが、鉱業権等の事務について、社長、中村義道氏から、この委任を受けて、その事務を取り扱っているというふうには報告を受けております。

○議長 (上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

中村社長が来られないのであれば自分のところの取締役だとか、38人も社員がおるんだから、自分のところの社員でくればいいじゃないですか。なぜその方を飯塚市によこしたんですか。わからないですか。

○議長 (上野伸五)

商工観光課長。

○商工観光課長 (大庭敏一)

先ほどの答弁と重なりますが、この鉱業権、実施されております関の山鉱山株式会社で運営されています。事務内容について、統轄されてあるというふうに聞いております。その方がこの書類等の作成等もされてあるというふうなことでございますので、その方がされたというふうなことだというふうに把握しております。

○議長 (上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

これは、中村産業グループというぐらいで、基本的に同族会社ですよ。ベースは麻生ですよ。だけど、中村の同族会社なんです。急所はちゃんと先ほど言ったように、麻生セメントが押さえているという形でしょう。この、あなた方のところに来た方は中村産業生コン株式会社の監査役ですよ。わかるでしょう。執行部の行いを監査する仕事、独立して仕事ができるんですよ。この監査役というのが、中村産業生コン株式会社というのは中村産業グループの中で中核の中核でしょう。そこの監査役ですよ。監査役が、執行部の行為に、しかもあなた方の説明だとすれば、それを信用するなら、よれば執行の部の最高責任者は社長でしょうから。その意を受けて飯塚市に来る、あり得ないでしょう。監査役が。話し合いをする相手としては、不適合です。そこはどう思いますか。

○議長 (上野伸五)

商工観光課長。

○商工観光課長 (大庭敏一)

協議につきましては、中村義道氏としております。中村産業の大久保部長は書類等の申請にいられてあるのみでございます。

○議長 (上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

そうしたら、その監査役は、生コンの監査役はそれ以外の行為は難しいということを今おっしゃっているんですか。

○議長 (上野伸五)

商工観光課長。

○商工観光課長 (大庭敏一)

失礼しました。地元説明会等についても、同席をされてあるところでございます。

○議長 (上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

地元説明会、誰の主催の説明会ですか。あなたの言う説明会は。

○議長 (上野伸五)

商工観光課長。

○商工観光課長 (大庭敏一)

飯塚市が地元山倉や入水のほうの自治会長にお願いしまして、開催をお願いしたところの部分でございます。また、9月5日につきましては、山倉自治会のほうの住民の方に、飯塚市、商工観光課長名で呼びかけをさせていただいたところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

そうしたら監査役はそういう飯塚市の流れを知って、自分も参加させてくれというふうに言ったんですか。それとも、飯塚市長から来てくださいということを行ったんですか、どちらでしょうか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

地元の皆様との協議の中で、これまでの過去の協議の中でも、どのような作業が行われるのかと、現場で。そういったご質問も多々あった中で、実際に作業される関の山鉾山の所長様及び今回の窓口として、かかわられております大久保様のほうに住民の皆様方の質問等の回答といえますか、対応について、質問についてお答えができるような形で、説明会を進めていきたいということがございましたので、市のほうからお願いしたところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

国も認めた延伸理由。飯塚市はもちろんそれを提案した側だから、その中でいろいろあって、地元の同意の得られる事業者でしょう。採掘も地元が同意しなきゃならんけど、その努力をするのは、もともと開発業者じゃないですか。もう自分はしめせんと宣言した、5月10日に。飯塚市に格別の配慮を賜りたいというので、あなた方がよしわかったと言うんで、どういうわけだか地元の同意をとり始めるわけですよ。関の山にかわって。でも信用ができないから、中村産業グループから入ってくるわけね。あなた方を監視に来るのかどうかわかんないけど。発言をしていないじゃないですか。説明とかしてないよ。その状況を把握して飯塚市がきちんとやってくれているかどうか監視しているだけ。しかもその方は、会社を監視しなければならない監査役ですよ。二重におかしい。7月24日に自治会長会があったでしょう。それには案内していないんですか。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

庄内支部自治会長会のご意見をいただきまして、それは控えてくださいということでございました。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

それは何で控えたんですか。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

あくまでも、庄内支部自治会長会、こちらの主催の会議でございますので、会議の中での執行権といいますのは、庄内自治会長になられると思います。そちらの方のご意見をいただいて、私どもがご遠慮させていただいております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

監査役が来ていないけど、ほかの人は来たんですか。関の山鉾山株式会社あるいは、ほかの中村産業。

○議長 (上野伸五)

商工観光課長。

○商工観光課長 (大庭敏一)

どなたもいらしておられません。

○議長 (上野伸五)

8番 川上直喜議員に申し上げます。議案に対する質疑が2時間を超えております。ただいまから、暫時休憩をとりますので、残りの質疑に関しましては、付託される常任委員会の審査要望としてまとめていただきますようお願いを申し上げます。暫時休憩いたします。

午後 2時05分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長 (上野伸五)

本会議を再開いたします。8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

そこで、権利と財産の処分ですので、公有財産管理規則に基づいた審査が行われていると思います。どういうふうに行ったのか、その際に、第32条にある市の公共の福祉に資するという点についてどういう審査を行ったか、特に答弁を求めます。

○議長 (上野伸五)

商工観光課長。

○商工観光課長 (大庭敏一)

鉾業法の趣旨でございます、鉾業法の概要につきまして、鉾物資源の合理的な開発により、公共の福祉に寄与することを目的として、国による鉾業権を付与することがこの鉾業法の要旨、一番大事なところでございます。処分の原則として、先ほど議員言われます第32条の普通財産の処分は、本市の公共の福祉に適合するとともに、財政の運営にも寄与するよう総合的に考慮して行わなければならないというふうな規定でございますが、この規定に即しているというふうに判断しております。その内容に基づいて申請書等の申請内容も含めて判断したところでございます。

○議長 (上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

なぜ商工観光課長が答弁するんですか。その審議会を担当している部長でも課長でもいるでしょう。今のじゃ、わかんないですよ。

○議長 (上野伸五)

財産活用課長。

○財産活用課長 (今泉正虎)

今質問議員がおっしゃった公共の福祉に適合するかどうかの審査につきましては、市役所の内部の組織で公有財産調整委員会、財産管理審議会の2つの組織を設けております。まず、公有財産調整委員会につきましては、市役所内部の組織で、行政財産の用途廃止、普通財産の処分を行う際など、公有財産の管理等における総合調整を行うものでございまして、委員は、行政経営部長、都市建設部長、総合政策課長、財産活用課長、財政課長、農業土木課長、土木管理課長、住

宅政策課長、都市計画課長、上水道課長、教育総務課長の11名で構成されております。もう一つ、財産管理審議会につきましては、公有財産調整委員会と同じく、市役所内部の組織でございます。委員につきましては、公有財産調整委員会と同じ部課長で構成されております。公有財産調整委員会と財産管理審議会は、委員構成が同じため、毎月1回同じ日に連続して開催しております。今回の関の山の鉱業権の審議経過につきましては、本年5月29日開催の公有財産調整委員会におきまして、庄内支所経済建設課及び商工観光課から鉱業権登録番号、第2473号の鉱業権及び、当該土地の払い下げと土地についての庄内支所経済建設課から商工観光課への所管かえの報告がありまして、委員会におきまして了承いたしております。また、同じ日に引き続き、開催された財産管理審議会におきまして、鉱業権と土地の売却価格につきまして、諮問を受けましたが、売却価格につきましては、不動産鑑定業者に鑑定を依頼しており、5月29日には、まだ業者から報告書を受領しておりませんでしたので、不動産鑑定の報告書を業者から受領次第、書面審議、いわゆる持ち回りで審議することが承認されております。その後、不動産鑑定業者から報告書を受領いたしましたので、6月21日に書面審議を行い、不動産鑑定の報告書に基づき、払い下げの下限額であります答申価格を決定いたしましたところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

公有財産管理規則の第32条は、先ほど紹介がありましたけど、本市の公共の福祉に適合するとともにと書いているんですよ。さきに商工観光課長が鉱業法の公共の福祉の問題を言ったんだけど、それとは概念が違う。だから、本市の公共の福祉に適合するかどうかというのを審議会では、公有財産審議会では、審査しないとイケないのに、今の答弁では、その気配がないでしょう。それから、報告書を見ても跡形がない。公共の福祉という単語すらないわけですよ。しかも、重要なことは、事実を今言っていますので、3月8日付の決裁、財産活用課が付した意見の中で冒頭に書いているのが、鉱業権の譲渡にかかわる地元との合意形成が整った際はと書いているわけです。公共の福祉の意味合いから言えば、これが最大のものだと思うわけです。これについて、この審議会で地元の同意、合意形成だとか、公共の福祉に適合するだとかいうことについて、審査していないと思われる状況はなぜ生じたのかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

財産活用課長。

○財産活用課長（今泉正虎）

公有財産調整委員会の所管事務といたしまして、行政財産の用途廃止、普通財産の処分を行う際の所管課だけでは判断できない、ほかの支障がないかどうかの審査を行っておるところでございます。大きく公共の福祉に適合するかどうかの審査までは行っていないところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

締めくくりの質問にしたいと思うんだけど、公有財産管理規則で、第32条で規定のある公共の福祉、市の公共の福祉について審査をしていない。それから、3月8日付の決裁で財産活用課が付した、そもそも決裁、起案文書そのものもあるんだけど、財産活用課も付している地元との合意形成が整った際はということについて審査があっていないというのは、行政上の市の手続上の瑕疵であると言わざるを得ません。市長、この間にきょう、やりとりの中で幾つも具体的な事実によって、地元合意形成に必要な情報が隠蔽されている。それから怠慢がある。それから、まだ明らかにはできなかったけれども、土地を売らなくても、鉱業法によって強制執行されてしまうと他人に、こういうような法令解釈の片面的な強調による議会と住民に対する誤誘導が意図

的に行われた節がある。こういうことを総合すれば、関の山鉾山株式会社の乱暴な申し入れであったということを考慮しても8月23日の鉾業権と土地売却に関する仮契約の締結は民法第90条が規定する公序良俗に反する、契約行為は無効であるというものに該当する可能性があると思うんです。それで、その点から考えても疑いがあるものは、もう一旦取り下げるということが当たり前ではないかと思うんです。市長が住民の皆さんからの反対の正式の総意のものが出れば、総合的に検討するのはやぶさかでない、当然だと言ったんです。新たに今言った市役所の中の瑕疵、さびも浮き彫りになった段階で、あわせて、総合的研究を26日の朝まで、やるように求めたいと思うわけです。答弁を求めます。

○議長（上野伸五）

市長。

○市長（片峯 誠）

る、これまでの経緯の中での事務処理、そして対応等についてご指摘をいただきました。中には私どもとして、より正確性や透明性を持つために、是正しなければならない内容等も私自身はお伺いできました。これまでのこの問題に関して、いわゆる無審議や、あるいは先送りをされてきた問題だと私は思っています。来年、年明け、たしか6月か7月ですよ。また延長申請の期限が切れます。国がどのような判断をするのか、非常に心配もするところであります。今回の議会におきまして、きょうのやりとり、そして各所管の委員会で、さらに審議を深めていただきまして、さまざまな選択肢が、現在ならあると思いますので、その中で私どもも丁寧に説明したいと思えますし、議員の皆さん方からも、各種ご意見等をいただきながら、慎重審議する期間に今回はすべきだ。それが先送り行政でない、私の市政でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

これも質問じゃないけれども、要望、要求してきます。今までの市長の住民や議会に対する態度と意思表示からすれば、そのように、これほど市の事務事業で傷が浮き彫りになっているのにこだわるべきではないだろうと思うんですよ。これをこだわっていけば、飯塚市政の屋台骨、片峯市長どころではないですよ、に重大な影響を持つと思うので、私は、きょう浮き彫りになった新しい事実を含めて、誠実に、総合的に検討というわけですから、きょうの事実を含めて、検討してもらいたい。強く要求して質問を終わります。

○議長（上野伸五）

「議案第99号」の質疑は終了してよろしいですか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

失礼しました。子育て関係の予算について、質問します。10月からの幼児教育・保育の無償化が実施されるということで関連予算が出ております。日本共産党は消費税増税に頼らない別の方法で財源を確保する提案をしております。今回、国の制度では、ゼロ歳児から2歳児までの課税世帯は対象になっていません。市独自に無償化措置を検討したか、改めてお尋ねします。

○議長（上野伸五）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（松岡貴章）

幼児教育・保育無償化の対象とならないゼロ歳から2歳児までを全て無償化の対象とした場合、さらに入所申し込みが増加することも想定され、現在の待機児童の状況がゼロ歳から2歳児の3歳未満児に多いことから、現状では入所受付対応ができなくなることも想定されます。このことから、市といたしましては国の制度どおりの対象とし、対応していくこととしております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

施設としては、企業主導型保育施設を含めて、認可外保育施設も無償化の対象になっています。そこで働いている人は一所懸命でも、保育士資格を持たない場合もあるわけです。子どもの安全確保へ特別の対策が急がれると思います。どう対応するのかお尋ねします。

○議長 (上野伸五)

子育て支援課長。

○子育て支援課長 (松岡貴章)

認可外保育施設につきましては、国が定める指導監査基準を満たすことが必要となりますが、指導監査基準を満たしていない場合でも5年間の猶予期間が設けられていることから、幼児教育・保育無償化の対象施設としております。現在、市内の認可外保育施設は、9月1日現在で20施設ございます。定員総数は638人、入所児童数は、これは7月1日現在の数字なんです。211人、そのうち企業主導型保育施設10施設で定員総数189人、入所児童数は115人、それ以外の10施設では定員数449人、入所児童数は96人となっております。企業主導型保育施設を含めた認可外保育施設については、認可保育所と同様に、福岡県の嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所が実施する年1回の指導監査に市も同行し、施設の状況を確認しております。県の嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所と協力しながら、児童の安全対策、保育の質の確保を含め、指導監査基準が満たされるよう対応してまいりたいと考えております。

○議長 (上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

保育料が無料になることによって、保育所への入所希望がふえると考えられます。今でも多くの子どもたちが保育所に入れずに苦しんでいます。今後さらに保育士確保と施設整備計画を充実する考えがあるかお尋ねします。

○議長 (上野伸五)

子育て支援課長。

○子育て支援課長 (松岡貴章)

来年度以降につきましては、施設整備による40人の定員増、また令和3年度には新設保育所の開設、認定こども園への移行により166人の定員増を行う予定であります。また無償化による増加見込みも含めた施設の受け皿もふやしていくこととしております。現在策定中の子ども・子育て支援事業計画の中で、量の見込みとともに受け皿確保を検討してまいりたいと考えております。

○議長 (上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

東京オリンピックの2020年のこの年に、保育所に入れなくて苦しむ子どもたちが相当数に急増していきではないかというのが心配される。これに対応する的確な施策が必要になっていると思います。国がゼロ歳児から2歳児までの課税世帯を無償化の対象に入れられないのはなぜか、お尋ねします。

○議長 (上野伸五)

子育て支援課長。

○子育て支援課長 (松岡貴章)

幼児教育・保育の無償化は、国において平成26年度以降段階的推進に取り組んできたところであり、幼稚園、保育所、認定こども園において、生活保護世帯の全ての子どもの無償化を実現するとともに、第3子以降の保育料の無償化など、その範囲を拡大してきております。今回、

10月から消費税が引き上げられることに伴い、その財源を活用し、子育て世帯を応援、全世代型への社会保障へ抜本的に転換していくため、幼児教育の無償化を一気に加速し、広く国民が利用している3歳から5歳までの全ての児童について無償化にすることとしております。待機児童の約9割を占めておりますゼロ歳から2歳児につきましては、3歳から5歳児を含め、その解消が当面の最優先課題とされております。保育の受け皿確保など、待機児童解消の取り組みを確実に進め、そうした取り組みとあわせて、ゼロ歳から2歳については、住民税非課税世帯を対象として無償化を進めることとされております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

ゼロ歳から2歳児までの入所待機状況を一刻も早く、完全に解消できるように急ぐということは当然です。同時に、この層が特に課税世帯が、最も保育料が高いという階層でもあります。したがって、消費税の増税に頼らない財源確保によって、国がほかの階層と同じように無償化対象にするよう求める考えはないかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（松岡貴章）

本市からは、ゼロ歳児から2歳児までを含めた全ての児童を無償化の対象とするような要望は、現在のところ出しておりません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

今度一緒に考えましょう。

それで、体育館の問題について予算計上があります。そこで4点ほど聞きたいと思います。

1つは、現在どこまで状況が進んできているのかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

健幸・スポーツ課長。

○健幸・スポーツ課長（瀬尾善忠）

これまでの経過も含めまして、全体スケジュールを説明させていただきます。

平成30年度につきましては、4月より設計者選定委員会を開催し、プロポーザル方式により設計者を選定し、同年9月より設計に着手しております。また、5月より測量設計、11月より地盤調査を実施しております。本年度につきましては、5月より既存の観覧席及びトイレの解体工事に着手し、8月末に竣工しております。9月より造成工事に着工し、3月までに竣工する予定としております。なお、本補正予算が可決されましたら、本体工事の設計金額が1億5千万円を超えることから、総合評価方式による競争入札を行うこととなります。落札業者が決定した後は、直近の議会において契約議案の議決をいただき、工事に着手したいと考えております。令和2年から令和3年度にかけて、建設工事、外構工事を行い、令和4年度の開館を目指し事業を進めております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

弓道場については、改選前の議会に現在単体の弓道場があるんだけど、それと同等かそれ以上の機能を持つものをつくってもらいたいという請願が出て、議会が終わりましたので、事実上廃案になったんだけど、それは執行部のほうも受けとめてもらっていると思うんですね。弓道場についてはどういう状況になっておるのかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

健幸・スポーツ課長。

○健幸・スポーツ課長（瀬尾善忠）

弓道場につきましては、これまで弓道連盟との協議を行い、矢を射る方向を南から北に向かって射る配置にすることなどの工夫を行うことで、公式サイズではございませんけれども、連盟からのご希望でありました9人立ちを可能とする射場の幅の確保をいたしたところであります。また、射場について天井の高さ、こちらについても4メートル、連盟のほうの希望でありましたけれども、そちらのほうを確保いたしております。今後につきましても、これは弓道連盟に限ったものではありませんけれども、各競技団体、スポーツ団体のほうと利用方法、また、使い勝手のよい施設を目指して協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

弓道場の今後については、にわかには決めることなく、弓道愛好者、弓道連盟とよく相談しながら話を進めていく必要があるだろうと思います。

それから柔道場については、常時畳の敷いてあるスペースが必要ということで、さまざまに声を聞いておりますけれども、現状どうなっていますか。

○議長（上野伸五）

健幸・スポーツ課長。

○健幸・スポーツ課長（瀬尾善忠）

新体育館では専用の武道館を設置いたしません。そのため、多目的ホール、サブアリーナになりますけれども、こちらのほうを柔道や剣道、空手等の武道が使いやすいように、なるべく支柱の金具を設置しないなどの工夫をすることで、設計をいたしております。柔道場につきましても、専用の柔道場は設置いたしませんけれども、畳を備品として整備し、柔道ができる環境の整備を図るように考えております。新体育館におきましては、多くの方に利用していただきたいと考えておりますので、そのための利用できる環境整備は行います。ただし、利用に当たって、その準備作業につきましては、基本的に利用者をお願いすることといたしております。そのため、柔道利用の際には、手間が少しかかりますけれども、利用者のほうで畳を設置していただくこととしております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

それと全体としては、床面積は2割減というような目安になっていますけど、柔道場としてはゼロになるわけですね、床面積は。それから、この体育館は大規模災害時の重要な防災拠点施設になるべく位置づけられておりますけれども、従来から言っておりましたが、鯉田側のJRのガード下について、その後、何か検討したことがありますか。私は、震災の折に倒壊するだとか、あるいは大雨のときに車が通れなくなるということで、そういう機能を果たせるかという心配をしておりました。あわせてお尋ねしたいのは、体育館の横に建っている鉄塔、予定地に建っている鉄塔はそのままということのようでした。先日の報道によると、耐震基準がないために最近倒壊したところが出てきているんですね。情報を把握しているかと思うんで、どう考えるかあわせてお尋ねします。

○議長（上野伸五）

健幸・スポーツ課長。

○健幸・スポーツ課長（瀬尾善忠）

今、ご質問が3点あったかと思えます。まず、浦田ガード下の冠水についてでございます。こ

ちらについては、大雨の際冠水し、車等の通行が困難であることは承知しております。しかしながら、新体育館へのルートにつきましては、国道201号の飯塚警察署や近畿大学からのルート、また、国道200号の鯉田工業団地側からのルートなど、複数のルートがございます。避難ルートにつきましては、確保できているものと考えております。2点目のその浦田ガード下の震災時の倒壊の危険性についてでございます。こちらのほうは、JRの九州筑豊篠栗鉄道事業部に当該橋梁の耐震基準について確認をいたしました。下りについては1931年、上りについては1942年に設置されており、いずれも耐震基準が設けられる以前のものであるため、具体的にはどの程度の震度に耐え得るか不明であるという答えになっておりました。ただし、2年に一度、定期検査は行われているということでございます。もう一点の鉄塔の安全性についてでございます。こちらのほうは、平成31年3月4日、九州電力から鉄塔や送電線等の設備の保守委託を受けています九電ハイテック飯塚支所送電グループに鉄塔の安全性について確認を行っております。鉄塔及び送電線については、国が定める電気設備技術基準に基づき設計をされており、震度6程度の地震に耐えることができ、東日本大震災や、阪神大震災でも鉄塔自体が影響を受けた事例はないとのことでございます。また、年に1回、地上から目視による点検、5年に1回鉄塔に登り、鉄塔及び送電線の安全点検を行っているという回答でございました。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

今の答弁を聞いても、スポーツ施設としてきちんと仕上げていくことができる枠組みにはなっていないんだなあと。2割縮減ということからくる制約。それから、立地としては、ここは大規模災害時に重要な一本がバツになっても、ほかのところがあるからいいでしょうみたいなことを言わざるを得ないような立地としては、やっぱり立地不適ではなかったかなというふうに思います。質問を終わります。

○議長（上野伸五）

「議案第99号」について質疑を終結いたします。

「議案第100号」について、8番 川上直喜議員の質疑を許します。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

工業用地造成特別会計補正です。鯉田工業団地に関する予算が上がっています。契約相手の進出の経緯をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

産学振興課長。

○産学振興課長（早野直大）

契約の相手方でございます中村精工株式会社は、岐阜市に本社のある金型、金属製の鋳型でございますが、その金型の製造、販売を主な業務とする自動車関連の企業でございます。平成30年7月に福岡県企業立地課から紹介があり、以降、誘致活動を行いまして、九州の拠点として飯塚市を選定いただき、平成31年2月に立地協定書を締結、本年7月8日に不動産売買仮契約書を締結したところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

契約に当たり、どういう条件をつけているのかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

産学振興課長。

○産学振興課長（早野直大）

同社の契約につきましては、他の進出企業と同様の様式を使用しておりますが、3年以内の事

業所建設や10年間の転売禁止を定めております。また、売買物件の隠れた瑕疵につきまして、同社に損害が生じた場合の損害賠償の請求などの責めを飯塚市が負わない、今回土地という形になりますが、土地についての隠れた瑕疵につきまして損害が生じた場合の損害賠償の請求などの責めを飯塚市はない旨の規定をさせていただいております。相手方にご了承いただいております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

鉦害賠償支払登録済の土地なわけですけれども、これについて相手はどう受けとめていますか。安全性の問題について。

○議長（上野伸五）

産学振興課長。

○産学振興課長（早野直大）

平成30年の同社への企業誘致を本格化する事前に、当該地が炭鉦跡地を造成した工業団地であること、鉦害賠償支払登録の設定があることについてご説明し、ご了解いただいております。またあわせて、区画内の地盤の性質や強度などを調査したボーリングに関する図面、こういったものを用いましてご説明のほうをさせていただき、ご了解いただいております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

鯉田工業団地整備の順を追ってきたと思うんだけど、経過の説明を求めます。

○議長（上野伸五）

産学振興課長。

○産学振興課長（早野直大）

鯉田工業団地につきましては、雇用拡大による地域の浮揚、発展を目指し、平成20年から22年に造成をした工業団地でございます。経過といたしまして、当初、5区画の工業団地、そのうちの第2区画を2分割いたしまして6区画ということで誘致を行いまして、誘致につきましては自動車関連企業が2者、その他の製造業が3者、物流、卸売関連企業が1者の誘致を行っております。誘致元で申しますと、市内企業1者、こちらは増設となりますが、それから市外企業5者、このうち県外企業2者の誘致を行ったところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

もともと造成にかかる前、コンサルタントにお願いして構想をつくったんだけど、その折は自動車関連企業の誘致を軸に打ち出していくということでした。現状をどういうふうの評価していますか。

○議長（上野伸五）

産学振興課長。

○産学振興課長（早野直大）

当時の目的といたしましては、団地造成時の調査報告書におきまして、福岡県の自動車生産拠点の取り組みを踏まえ、自動車関連産業の誘致、特に自動車生産のすそ野に着目いたしまして、部品メーカーの誘致を目指し、その中に、この報告書の中でございますが、雇用者数につきましては、1事業所当たり100名を見込んでおりました。先ほど申しましたが、当時につきましては5区画ということで、5区画の分譲計画をしておりまして、雇用数は合計500名を見込んでいたところでございます。現在6者の進出をいただきまして、雇用につきましては、全

従業員数約400名、このうち地元から200名近い雇用がなされているという状況でございます。目的、それから達成というところでございますが、御承知のとおり、本市につきましては大手企業の城下町というところではございませんので、製造業におきましてもさまざまな分野、業種の企業がある中、一つ一つ、平成20年以降丁寧に対応を重ねた結果、6区画全ての区画への企業誘致が実現できたものだと考えております。当時、名古屋事務所では、2名の職員が年間150者を超える企業との面談を行い、積極的な誘致活動を進めておりました。平成20年以降、世界的な金融危機が発生し、国内経済も大きな打撃を受ける中、継続した取り組みにより、着実な誘致につながっており、目的は達成できたものと認識いたしております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

意見が合いませんね。やっぱり地盤に不安が残る土地には、自動車関係はなかなか来にくいですよ、最初から。5つ入ってきたんだけど、もともと地場の企業もあるわけですね。ですから、地元の労働者が多いのは当たり前ですよ。それで、そういうことも含めた総合評価があるんだけど、とりあえず今お聞きしたいのは、経費に係るバランスシートはどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（上野伸五）

産学振興課長。

○産学振興課長（早野直大）

経費に係るバランスシートということで、以前の議会の議事録などを確認させていただきました。平成22年12月の市議会定例会での一般質問におきまして、鯉田工業団地の総事業費から産炭基金を差し引いた額を、土地売却収入で賄う予定でございますとの答弁をいたしております。これに基づきましてお答えさせていただきます。鯉田工業団地の総事業費は、起債償還利子を含め、約20億9600万円。福岡県産炭地域活性化基金が約6億5200万円。差し引き14億4400万円でございます。市有地の売却収入は13億2千万円。収支といたしましてはマイナス1億2400万円となっております。なお、進出企業に対し、雇用と投下固定資産の規模に応じて補助金を交付しており、その企業立地促進補助金の交付額は、今後の見込みを含め5億6200万円。これまでの工業団地の維持管理費が合計で3300万円。マイナス収支とあわせまして、7億1900万円となっております。なっておりますが、プラスの要因といたしまして、固定資産税約3億円、それから法人市民税、地元雇用による所得の増加等の経済効果も生じているところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

筑豊地域の石炭産業が衰退していく中で、地域の福祉に、産業の育成に使えるようにということで、80億円を超えるお金が福岡県の管理のもとにありました。福岡県がトヨタ進出ということもありましたけれども、自動車産業に異常に肩入れして、事実上工業団地造成にしか使えないような規則をつくって、産炭地振興のための基金を山分けしていくわけですね。その一部が回ってきたわけです。そのために、こういう造成には使えてよかったという評価もあるけれども、一方で住民の身近な福祉に使うべきお金が使えなかったという問題もあるわけですね。ですから、そのところの評価を含めたバランスシートが別にまた必要になるだろうというふうに思います。また議論したいと思います。

それで最後ですけれども、この鯉田工業団地、もとの構内進入エリア及び調整池となっているエリアについて三菱マテリアルの資料によって浅所陥没の危険性があると私は指摘してまいりました。市としてどういう対策をとったか、今後、責任関係はどうなるかと考えているのかお尋ねし

ます。

○議長（上野伸五）

産学振興課長。

○産学振興課長（早野直大）

浅所陥没につきましては、造成工事計画当初からご指摘をいただいているところでございます。そういった中で特に調整池につきましては、これも造成工事当時の土木建設課長が当時も答弁しておりますように、ボーリング調査により岩盤層を確認しており、浅所陥没は起こり得ないと認識をいたしております。そういった形での造成工事というのを施工させていただいたと認識をしております。鉱業権者との関係でございます。飯塚市と当該土地の所有者でございます三菱マテリアル株式会社との土地売買契約書に基づきまして、鯉田工業団地には鉱害賠償支払登録を設定しております。この登録がなされることにより、鉱業権者等は目的たる土地、また建物の所有者等の権利の承継人に対して、鉱害賠償の支払いを対抗することができることとなります。こちらでも以前の市議会での答弁もしておりますが、三菱マテリアルとの関係で申しますと、市が責任を持って対応しなければならないというふうに、今後につきましては対応しなければならないというふうに考えております。また、進出企業様との関係と申しますか、浅所陥没についてご説明させていただきます。浅所陥没で進出企業に損害が生じた場合は、土地売買契約に基づきまして、飯塚市は損害賠償などの責めを負わないと認識しております。しかし、鉱業法第109条につきましては、鉱物の採掘のための土地の掘削等によって他人に損害を与えたときは、鉱業権者がその損害を賠償する責に任ずるとの規定があり、坑道等を原因として、進出企業に大きな損害を与えた場合、同法に基づき、鉱業権者に損害を賠償する責任が生じることとなります。一方で、飯塚市と鉱業権者の間には、平成20年の土地売買契約書におきまして、鉱害賠償不請求や鉱害賠償支払登録の条項を相互に合意しており、また、契約書の第6条第2項におきまして、飯塚市は浅所陥没等を十分考慮し、本件土地を造成する際には必要な対策を行うこととなっております。万一将来におきまして浅所陥没が生じた場合、この必要な対策を講じたかどうか、造成工事が万全であったかどうか、このことを事案ごとに判断する必要があると考えております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

鉱業法第109条によって、最終鉱業権者である三菱マテリアルが永久に責任を負わないといけないところを、飯塚市との売買契約において、過去、現在、未来、今隠れている瑕疵による災害であっても、損害であっても、それは飯塚市が三菱マテリアルに請求しないと。飯塚市が全て責任を負うということになっているわけですよ。ですから、飯塚市が三菱マテリアル、最終鉱業権者のマテリアルに責任がありませんと言ってしまうと、先ほど言ったような争い、個別事象の争いができなくなるので、これはきちんとして押さえておかないといけないということを指摘しておきたいと思っております。質問を終わります。

○議長（上野伸五）

質疑を終結いたします。

「議案第101号」から「議案第103号」までの3件については、いずれも質疑通告がおりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第104号」について、7番 金子加代議員の質疑を許します。7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

「議案104号」の飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例についてお聞きします。まずこの目的について説明をお願いいたします。

○議長（上野伸五）

人事課長。

○人事課長（松本日出登）

現在、地方自治体の非常勤嘱託職員、臨時職員の全国的な総数は、平成28年4月時点で約64万人に上がっており、地方行政の重要な担い手となっている一方で、各自治体によって任用や服務規律等が異なるということが生じておりました。今回の法改正は、そのような任用等の規定の整備を図るとともに、任用要件を厳格化し、あわせて非常勤嘱託・臨時職員の待遇改善を行うものでございます。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

それでは、この任用制度は令和2年4月1日からの施行だというふうにお聞きしておりますが、それまでのスケジュールについてお伺いいたします。

○議長（上野伸五）

人事課長。

○人事課長（松本日出登）

本議会での議決をいただいたという前提ではございますけれども、10月以降に所属長及び任用事務の担当者、また、現在配属されている非常勤嘱託職員及び臨時職員に対する説明会を順次開催し、1月以降にホームページ等を通じて募集を開始することを予定しております。応募の際は、最新の履歴書を提出していただいた後、応募者の登録を順次行い、職務内容に応じて選考面接を実施することとしております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

少しお聞きしたいんですけど、きのう私が一般質問でもお聞きしましたが、非常勤の職員が、ここの飯塚市役所であれば、男性が217名、女性が508名、全部で725名。常勤の人たちは882名でした。約半数に近い、半数までいかないんですけど、1607人のうち725人が非常勤だということ、先ほど面接をするという答弁がありました。そのときに困っていることとか、そういうことを聞くようなことはできますか。

○議長（上野伸五）

人事課長。

○人事課長（松本日出登）

当然そういう状況についても、面接等々の中でお話しいただければというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

それから、議案第104号を読ませていただきますと、第2条にパートタイムとフルタイムと2つの定義を規定されています。それぞれの勤務日数及び勤務時間についてお伺いいたします。

○議長（上野伸五）

人事課長。

○人事課長（松本日出登）

パートタイムは原則として、一月につき17日勤務で従事される職員、フルタイムについては、常勤職員と同様の勤務日数で従事される職員を指します。勤務時間につきましては、原則として常勤職員と同様に8時半から17時15分までの勤務時間としておりますが、職種によってはそれよりも短いものも出てくるかと思えます。基本的には現行の勤務時間をそのまま踏襲する形を予定しております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

会計年度任用職員に移行する職種と人数についてお伺いいたします。

○議長（上野伸五）

人事課長。

○人事課長（松本日出登）

現行の非常勤嘱託職員及び臨時職員について、来年度より会計年度任用職員として移行することになります。職種の名称や職務内容は、現行の内容を踏襲することを予定しておりますが、主なものとしまして、常勤職員の事務及び技術の補助的業務、保育士や看護師、調理員等の専門的業務がございます。なお、現在の非常勤嘱託職員につきましては約200名、臨時職員につきましては約440名となっております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

次は、条例第5条及び別表の第1に、給料表に関する規定がされてあります。別表第1にある行政職と技能労務職ってというのはどのような違いがありますか。

○議長（上野伸五）

人事課長。

○人事課長（松本日出登）

技能労務職につきましては、一般的に現業職になります。職種といたしましては、調理員や清掃作業員、学校用務員の方がこれらに該当するかと思います。また、行政職は総合職であり、技能労務職以外の職種となっております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

それでは、条例第6条及び別表第2に基づいて、職務の級を1級または2級と定めることとしておりますが、この違いについて教えてください。

○議長（上野伸五）

人事課長。

○人事課長（松本日出登）

職務の級の違いにつきましては、職務内容や職責等によって区別することとしております。1級は定型的な業務を行う職員であり、現行の臨時職員の方がこれに当たるものと想定しております。また、2級につきましては、知識または経験を必要とする業務を行う職員であり、現行の非常勤嘱託職員がこれに当たるものと想定しております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

例えば、学校現場にも非常勤嘱託職員や臨時職員が配置されていますが、どのような職種の方がおられるのでしょうか。また、それらの方々は来年度以降、会計年度任用職員に移行するのでしょうか。

○議長（上野伸五）

人事課長。

○人事課長（松本日出登）

議員ご指摘のとおり、学校にも図書司書、学校用務員、介護支援員等の方々を任用しております。

す。これらの方々につきましても、非常勤嘱託職員、臨時職員でございますので、来年度以降、会計年度任用職員として移行予定でございます。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

第11条に通勤手当、また第13条に費用弁償の規定がありますが、この違いについてお聞きいたします。

○議長（上野伸五）

人事課長。

○人事課長（松本日出登）

総務省からの通知及びマニュアル等に基づき、条例第3条におきまして、本条例における給与は、パートタイムの方は報酬及び期末手当、フルタイムの方は給料、通勤手当等の各種手当と規定しております。その上で、第11条での通勤手当はフルタイムの方々が適用となり、パートタイムの方々は、第13条に該当する場合、その手当相当額を費用弁償として報酬に加算することとしているものでございます。なお、通勤にかかる経費そのものだけを捉えますと、手当または費用弁償という違いがございますけれども、金額としては、いずれも増額ということで考えております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

学校司書についてお聞きいたします。学校司書は非常勤嘱託職員ということだと思うんですが、もともと学校は1カ月19日以上ありますよね。そうしたら、非常勤嘱託職員というのは、先ほど17日以上ということで、その分の費用はどのようになっているのか教えてください。

○人事課長（松本日出登）

原則は17日勤務というふうになっておりますけれども、必要に応じて、勤務に出ればその分時間外として対応していくという形になります。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

その辺の工夫について、これは要望になるんですけども、もう少し丁寧していただければ、働きやすい環境になるのではないかなと思っております。せっかくこのような会計年度任用職員制度というとてもいい制度になる可能性もあると思いますので、ぜひ工夫のほうをよろしく願います。

○議長（上野伸五）

質疑を終結いたします。

「議案第105号」から「議案第109号」までの5件については、いずれも質疑通告がっておりませんので質疑を終結いたします。

「議案第110号」について、8番 川上直喜議員の質疑を許します。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

議案第110号の筑豊ハイツ、リゾートの関係です。筑豊勤労者福祉協会とはどういう話をしておられるのかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

筑豊勤労者福祉協会とのハイツの閉館に当たり、協議でございますが、市としましては、平成

30年6月に示された飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ再整備計画の概要について、平成30年9月4日に開催されました筑豊勤労者福祉協会理事・評議員への説明会にて概要報告を行ったところです。その後、庄内温泉筑豊ハイツ施設の管理に関する基本協定書第7条第2項に基づきまして、まずは、庄内温泉筑豊ハイツ新館の閉館につきましては、平成30年12月17日付、庄内温泉筑豊ハイツの指定管理の期間等に係る協議についてと題し、飯塚市から発信した文書でございますが、平成31年1月10日までの運営終了について、一般財団法人筑豊労働者福祉協会宛てに協議依頼を行いました。その内容について、当該事務局と協議を整え、平成30年12月27日開催のこの同理事会において、了承を得たところであります。

次に、庄内温泉筑豊ハイツ本館の閉館及び庄内温泉筑豊ハイツテニスコートにつきましては、平成31年3月6日付、庄内温泉筑豊ハイツの指定管理期間の期間等に係る追加協議についてと題し、同様に、一般財団法人筑豊労働者福祉協会宛てに協議依頼を行いました。あわせて、事務局と協議を行いまして、平成31年3月19日の同理事会において了承を得たところでございます。

○議長（上野伸五）

質疑を終結いたします。

「議案第111号」及び「議案第112号」以上2件については、いずれも質疑通告がっておりませんので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3時20分 休憩

午後 3時29分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。会議時間を午後5時まで延長いたします。

「議案第113号」について、8番 川上直喜議員の質疑を許します。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

穂波庁舎の大規模改修に係る議案ですけれども、かなり大きい予算もついています。それで、穂波庁舎の利活用の今後の構想との関係での大規模改修かと思うんですけど、説明を求めたいと思います。

○議長（上野伸五）

穂波支所市民窓口課長。

○穂波支所市民窓口課長（城戸信比古）

穂波庁舎は平成6年に建築後、既に24年が経過し、数年前からは複数の箇所で見られるようになっており、老朽化が進んでおります。外観上も鋼板葺き屋根が腐食し、軒裏部分の一部に破損している箇所があります。また、外壁部分もタイルのクラックなどが見られる状況があります。雨漏りは、これらのことが複合的に起因していると考えられますが、部分補修では根本的な解決はできないため、外壁と屋根を同時に改修するもので、建物の長寿命化の観点から必要な工事であると考えております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

この際なので1、2問お尋ねしたいんですけど、現在、穂波庁舎の空きスペースはどのくらいありますか。

○議長（上野伸五）

穂波支所市民窓口課長。

○穂波支所市民窓口課長（城戸信比古）

現在、4階につきましては、主に会議室、倉庫として使用をしております。また、3階につきましては、飯塚市、嘉麻市、桂川町が委託する障がい者基幹相談支援センターとして、それから、またプレミアム付商品券事業の事務スペースとして活用をいたしております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

若い世代の皆さんからいろんな話をしたり聞いたりするんですけど、いろんな要望を聞くんですけど、居場所がないというようなことが言えるかなと思うんですよね。それで、若い人たちが一人でも、あるいは友達とでも安心して居れる居場所づくりに、この穂波支所は位置的にはかなり有効かなと思うんです。そういうのを相談したら検討してもらえますか。

○議長（上野伸五）

穂波支所市民窓口課長。

○穂波支所市民窓口課長（城戸信比古）

現時点でご報告できるような具体的な計画はございませんが、庁舎の有効利活用につきましては、質問議員がお考えのような、若い世代の人たちが集まれる場所として開放ができるかどうかなど、さまざまな可能性を含めて検討が必要であると考えております。

○議長（上野伸五）

質疑を終結いたします。

「議案第114号」について、8番 川上直喜議員の質疑を許します。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

実は議案第115号も土地開発公社関連ですので、議案第114号、議案第115号、合わせて質問をさせていただきたいんですけどよろしいでしょうか。

○議長（上野伸五）

それでは「議案第114号」及び「議案第115号」について、8番 川上直喜議員の質疑を許します。

○8番（川上直喜）

まず、土地開発公社なんですけれども、解散ということで、この際、総括的な質問が要るかなと思います。それで何問かお願いしたいんですけども、設立の目的は何だったのかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

土木建設課長。

○土木建設課長（中村 章）

公社の設立の目的でございます。飯塚市土地開発公社は、定款の第1条に規定がございます。公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することとして、昭和48年3月31日に設立しております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

目的はわかりました。それで実際にどういう役割を果たしてきたのか、どういう役割を期待したのかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

土木建設課長。

○土木建設課長（中村 章）

飯塚市土地開発公社が設立された昭和48年ごろは、高度経済成長の末期であります。国による公共投資も年々増加し、土地基盤整備が盛んに行われ、それに伴う地価の上昇も顕著な時期でございました。そのため、公社に期待される役割は、公共事業の予定用地を機動的に取得することができ、土地が安い時期に取得し、事業化の際に安い価格で買い戻せるための事業費の抑制ができること、また事前に用地を確保することで事業化後の進捗が確実に図れることがあります。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

市の依頼を受けて購入し、買い戻してもらおうというようなことを繰り返すわけですから、なかなか全般的な総括が難しいんですけど、いろいろ考えたんですけど、それで、現在保有する土地について着目すれば、土地開発公社の積極面あるいはマイナス面が見えるかなということ考えるわけですね。それで、保有する土地について、いつ、何の目的で取得したのかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

土木建設課長。

○土木建設課長（中村 章）

現在、公社が保有する土地は、平成7年12月に取得した目尾地域開発事業敷と、平成26年9月に取得した飯塚駅前広場事業敷の2カ所があります。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

何の目的で取得したんですか。

○議長（上野伸五）

土木建設課長。

○土木建設課長（中村 章）

目尾地域開発事業につきましては、目尾振興を目的としたものでございます。飯塚駅前広場につきましても、同じく駅周辺の開発の目的でございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

目尾地域振興計画は、総事業費が147億円ぐらいだったんですね。半分ぐらいまで事業をやってやめたというか、できなくなった、破綻したんだけど、その一方で、清掃工場が170億円から180億円ぐらいかけてつくりましたでしょう。だから、三百数十億円ぐらいの事業展開になっているんですね。新飯塚駅前広場周辺は24億円ぐらいの事業費になっていると思います。それで、この安かった土地が上がる見通しがある中で取得したのか、あまり上がりそうにないけれども、頼まれたので取得したというだけなのか、そこのところが気になるんです。それで、時間を区切らなければ評価しにくいので、今言われた目尾地域開発事業のための土地が平成7年、1995年に取得しているの、この年以降の先行取得した土地の事業数と、取得費の推移をお尋ねをしたいと思うんです。

○議長（上野伸五）

土木建設課長。

○土木建設課長（中村 章）

平成7年度から現在までに先行取得した土地は、先ほどの2事業のほか、道路事業が30事業、公園3事業、下水道2事業、水路2事業、その他6事業の合計45事業がございます。5カ年ごとの推移では、平成7年度から11年度が延べ34事業、平成12年から16年度が延べ20事業、平成17年度から21年度が延べ4事業、平成22年度から26年度が延べ3事業、平成

29年度以降は、平成29年度の水江排水ポンプ場の取得を最後に先行取得はございません。取得費でございますが、平成7年度から11年度が約37億円、平成12年度から16年度が約12億円、平成17年度から21年度が1億8千万円。平成22年度から26年度が約9千万円。平成27年度以降は、先ほどの水江ポンプ場敷が9千万円でございます。公社が取り扱った単年度における事業数のピークは、平成8年度の10事業。また、取得額のピークは平成7年度の21億9千万円。このうち、目尾地域開発事業が21億3千万円となっております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

土地開発公社は、金融機関その他からお金を借りて土地を買うわけですから、利息を払わないといけないということになります。それで、飯塚市が先行取得を頼むんだけど、買い戻すまでの期間に利息が発生します。それは全体としてどのくらいか、また特に利息の大きい事業は何かお尋ねします。

○議長（上野伸五）

土木建設課長。

○土木建設課長（中村 章）

平成7年度以降についてお答えいたします。先行取得のための借入金は、平成25年3月に市中金融機関からの借入金を全て土地開発基金からの借り入れに変更し、以降の借入金は土地開発基金に借りかえております。平成7年度の事業において、土地開発基金を変更するまでの間、市中金融機関からの借入金に対して発生した利息を計算しますと、45事業のうち、対象は3事業でございます。買い戻し分も含めて約2億9千万円となり、利息が最も大きい事業としては、目尾地域開発事業敷の2億6千万円でございます。この事業の利息が全体の90%を占めております。なお、現在保有しております目尾地域開発事業敷に対する市中金融機関へ支払った利息は資料に示しておりますが、1億7680万5670円、平成8年から24年までの分となっております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

目尾地域開発事業の土地だけでも莫大な利息が発生しているわけですね。国の指導、方向も既に10年以上前であったわけですね、解散については。それで、もっと早い段階で解散をすることにより、支払い利息を抑制することができたのではないかというふうに思うんですけど、解散をしなかったのはどういう理由だったのでしょうか。

○議長（上野伸五）

土木建設課長。

○土木建設課長（中村 章）

本市において、公社の事業量は先ほど答弁してまいりましたように、平成17年度を境に減少しております。平成23年度から公社のあり方について検討した経過がございます。その際、解散に至らなかった理由でございますが、現時点で市が全ての保有地を買い戻し、清算することは難しく、保有地処分を積極的に進めるとともに、補助事業の適用を模索する必要があること。今後の重要施策である中心市街地活性化事業、学校編成、浸水対策事業等の用地の先行取得の必要性が考えられること。そのことから、当分の間、土地開発公社を存続し、公社保有地を管理しながら買い戻し等の手段を講じるのがよいと判断しております。しかしながら、市中金融機関からの借り入れによる利息は、将来的な財政負担となることから、平成25年3月をもって、全て市中金融機関からの借入金を土地開発基金へ借りかえることで、財政負担の抑制を図っております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

利息の抑制をある段階で基金で対応しようというふうに考えたことは正しかったと思いますけれども、もっと早く解散ということは考えられたのではないかなというふうに思うんです。いずれにしても目尾、利息の大きさを聞いていると、関の山で地元の合意もなく、そしてこれから環境破壊が深刻になるだろうとわかっているのに、この280万円が欲しいわけではないでしょうけど、鉱業権も含めて6千万円。これが本当の意味で行財政改革と言えるのかどうかという気がしてまいりましたね。それで質問ですけど、土地開発公社の役割を全体としてどう総括するかということが大事と思うんですよ、締めくくりとして。今の段階でどういうふうにお考えかお尋ねします。

○議長 (上野伸五)

都市建設部次長。

○都市建設部次長 (中村洋一)

土地開発公社のメリットといたしましては、地価が高騰しておりました平成4年度ごろまでの期間においては、事業地を先行取得することで取得費用を抑制する効果がありました。また、補助事業の場合、事業実施年度以前に用地交渉及び取得ができる上に、用地の公社から買い戻し時期と、補助事業実施年度を合わせることで、補助事業対象経費とすることができ、事業を確実に進捗させることができておりました。一方でデメリットでございますが、地価の下落が進行する中で、事業計画に基づき用地を先行取得した場合で、事業計画に変更、休止、廃止などの事情変更があった場合は、いわゆる塩漬けの土地となってしまう、将来の負担を保有し続けることと、取得費用の借入金に対する利息が増加することとなります。総括といたしまして、今回、公社の解散に当たり、長期間にわたる事業地の保有による利息の増加につきましては、事業実施や市の財政負担の軽減のために、補助事業の模索を続け、事業計画の変更や、土地開発基金への借りかえを実施し、財政負担の抑止に努めた結果ではございますが、多額の利息が発生したことにつきましては、真摯に受けとめております。今後は、財政状況や社会情勢をしっかりと見きわめた上で事業計画を策定し、計画の変更の必要性を迅速に判断するということを教訓にすべきと考えております。

○議長 (上野伸五)

質疑を終結いたします。

「議案第116号」について、7番 金子加代議員の質疑を許します。7番 金子加代議員。

○7番 (金子加代)

それでは議案第116号の質疑をさせていただきます。いろいろご質問があったのでまず整理させていただきたいと思って、先ほど同僚議員からの質問もあったと思いますが、再度の質問になるとと思いますが、お答えをお願いいたします。まずは鉱業権の売却に至った経緯についてお知らせください。

○議長 (上野伸五)

商工観光課長。

○商工観光課長 (大庭敏一)

まず、売却方針を決定した件につきましてご説明いたします。本市がこれまで資金難、採算がとれる状況にないことを理由として、採掘事業着手の延長許可を国に申請し、延長許可が認められてきました。しかしながら、平成23年7月22日に公布されました、鉱業法の一部を改正する等の法律により、国として、事業実施の確実性を担保するため、単に採算がとれないことを理由としての事業着手の延長が認められなくなりました。このことから、市としましては経理的基礎、技術的能力、十分な社会的信用を有し、公害等諸問題を解消し、地元住民の合意が得られる事業者があらわれれば、鉱業権の移転を認めるという理由により、国の延長許可を受け、その後

3回の延長継続の承認を受けているところであります。しかしながら、飯塚市においては、技術的能力等において、適切な主体であるとは言いがたく、今後、現在の理由による国の延長許可が困難となることが予想されます。あわせまして、事業着手の延長許可が認められなくなった場合に、関の山山頂付近の鉱業権と今回売却予定の鉱業権を同時に失うことは、住民意見を含め、本市としましても不本意でございます。このことから、平成31年3月に国の延長条件を満たす譲渡先となる優良かつ地域住民の不安等を解消し得る採掘事業者を早急に選考しながら、鉱業権及びそれに付随する土地について、有償譲渡する方向で苦渋の決断を行ったところでございます。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

では、まずは住民への説明状況についてお知らせください。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

先ほど答弁しました内容の平成23年7月22日に公布された鉱業法の一部改正法以降の内容について、答弁します。平成24年10月16日、入水、山倉地区において鉱業法の改正に伴う地元説明会を開催。平成27年8月22日、入水、山倉地区住民説明会を開催。ここで市保有の鉱業権等について、今後の方向性等を説明しております。また、平成30年7月10日、関の山鉱業権について、山倉自治会、入水自治会代表者役員様と意見交換。平成31年3月22日、鉱業権に係る経緯説明とあわせ、山倉自治会役員からの、関の山は庄内地区のシンボルであることなどに係ります内容について、庄内支部自治会長会における意見聴取を行ったところです。また、令和元年5月23日、庄内地区自治会長会において、鉱業権及び市有地の売却方針を説明。また、6月1日には、山倉、入水地区住民説明会を開催。令和元年7月24日、庄内地区自治会長会において、鉱業権及び市有地の売却に係る意見交換及び各自治会長からの意見聴取。令和元年8月27日、入水地区住民説明会を開催。水問題の解決、公害等の未然防止策の徹底、書面にての協議調整との意見をいただいたところです。最後に、9月5日、山倉地区の住民説明会を開催しました。どのような事業者があらわれても合意しないとの意見が多数ございました。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

最後の令和元年9月5日、ちょうどきょうが9月11日なので、6日前のこの説明会に私も参加させていただいております。やはりそこに書いてありましたように、事業者がどのような事業者があらわれても絶対合意しないというような、もうすごい住民の気持ちがあらわれた説明会がありました。それでは、住民の説明会を踏まえて、市の考えている地元同意などについてお知らせください。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

鉱業法の趣旨は、鉱物資源の合理的な開発により、公共の福祉に寄与することを目的として、鉱業権の付与などを行うこととなっております。また、平成24年1月以降は、国が国内資源を適正に維持管理し、適正な主体による合理的な資源開発を進める制度体系の構築を行うこととなっております。このことを踏まえ、飯塚市としましては、この改正鉱業法の施行以降、あくまでも優良な企業に対する鉱業権の有償売却を基本として取り組んでまいりました。その中で、住民の方々からいただいたご意見をもとに、その対策に取り組む姿勢こそが合意というふうなことで考えております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

一番最後に言われた住民の方々からいただいたご意見をもとに、その対策に取り組む姿勢こそ合意というのが、私の中でよく理解できないんですけど、もう一度詳しくお知らせください。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

この鉱業法の改正以降、国に対するいわゆる延長理由、こちらにはあくまでも鉱業権を優良な事業者には有償譲渡、売却するというふうな方向で考えて延長申請を行ったところでございます。ですから、その条件、いろいろな条件があるかと思えます。この条件を一つずつクリアしていきながら、その解決をしていく事業者、これを見つけないといけないということで、私どもは以前から取り組んだところでございます。これに取り組む姿勢の中で、いろいろなさまざまな説明会で出た要望等、ご意見等を一つずつクリアして、次、またその回答に対してまたご質問いただいて、一つ一つクリアしていったというふうに私どもは解釈しておりました。ですから、その部分を含めて、私のほうが一つずつ段階に応じて解決をしていったことが合意というふうな形で、私どもは考えておったところでございます。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

一つずつというのがやっぱり理解できないと思うんですよね。どういうふうの一つずつなのか、何が一つずつなのか、もう少し詳しく教えてください。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

過去の平成24年からのいろいろなご意見の中で、やはり水に関する事、そして発破時の騒音や粉じんに関する事、また、それに伴う降灰に関する事、そして、農業被害等が過去にあったというふうな事、そして環境保全の関の山のシンボル等、このような事を大きく5項目に分けさせていただいて、それぞれの項目で取りまとめたところがございます。それに対して、対策方針や具体的な取り組み自体を文書にしてお渡ししながら、一つ一つその内容についてご説明させていただき、その内容についてまたご意見をいただいたと。そのやりとり自体を私どもは合意形成の一つというふうにご覧いただいております。

○議長（上野伸五）

傍聴人の皆様をお願いいたします。静粛をお願いいたします。7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

やはり合意と言われても、説明はしていただいても、住民の皆さんが納得できていないのは、合意とは、私はみなされていないんじゃないかと思っております。特に最後の9月5日の説明会の中で、どのような事業者があらわれても合意しないというふうに言われておりました。そして、先ほど2472号、関の山山頂に係る部分のところなんですけど、その関の山登山道や山頂を守る方策や、地元の方への対応策というのを出されますが、それは一体何なのか教えてください。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

関の山山頂の部分につきましては、今回、売却要望はございませんけれども、そのような中で、鉱業権の保有しながら、いわゆる登山道等がございましたり、利用者の方の部分の条件がありま

すもんですから、そこら辺については、それが守れるような形で考えたいというふうに思っております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

やっぱりその中でよく理解ができないんですよ。飯塚市があつて、まず国から鉱業権を手放せと言われるだろうと予想されているということですよね。違いますかね。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

鉱業権自体は、これは採掘をすることが目的とされ、この採掘をしないのであれば国に返しなさいというのが原則でございます。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

そのような状況の中で、たまたま中村産業グループが売ってほしいとずっと言われてきたから、国からも、恐らく2473号はまず手放しといて、そこに一応売つといて、様子を見て2472号に備えようという形だと私は捉えています、それでよろしいでしょうか。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

関の山の山頂については、やはり私どもも何とか守りたいところがございます。今回、この売却議案を出させていただいた中で、一つ、国へのいわゆる私どもの行動が、延長理由の一つとして認めていただけるような方策で、次、仮にこの山頂付近の鉱業権の部分が合った場合については、もちろんこの要望があることが前提ではございますけれども、そこまではきちんと私どもが保有しながら、その対策について、今後も地元を含めて協議を行い、その対策を実現したいというふうには考えております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

じゃあやっぱり、何かちらちら私の中で甲と乙があつて、多分わからない方も多いかと思うんですけど、甲と乙があつて、甲、乙と、甲と乙の間に――

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員に申し上げます。議案に対する質疑をお願いいたします。この議案、甲は関係ありません。

○7番（金子加代）

そしたらもう一つ質問します。全部で土地が3万7300平方メートルあるという、乙が3万7300平方メートルあると書かれてありますが、そのうち、山倉1番地は2万8643平方メートル、その残りが山倉2番地からの土地で、どのくらいのはっきりした場所が書かれてなくて、私がこの前いただいた部分の中では、説明書の中に、7ページに、一番下の（3）に、2万8643平方メートル、一部もしくは全部と書かれているんですけど、どちらが本当でしょうか。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

要望書の中では、この鉱業権全域と土地、それに付随する土地ということで、この鉱業権のエ

リアと土地のエリアというのは合わさっているところ、いわゆる重なっているところと鉱業権のみのところ、そして土地のみのところ、この3つのパターンがございます。いわゆる鉱業権の部分で、要望書自体がいわゆる一部または全部で要望を受けておったところがございますけれども、土地は飯塚市としての判断の中で、土地はエリア全部を売りたいというところがございます。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

山倉1番地というのは、私が調べたところによりますと、地目は保安林となっておりますが、保安林とは一体何なのか教えてください。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

今回の保安林の内容については、水源涵養保安林として指定されてあるものでございます。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

水源涵養保安林の目的を教えてください。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

農業用等のいわゆる水源の確保に資するものというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

私、農林事務所というところに行って、この冊子をいただいたんです。保安林のしおりというんですね。そうしたら、その中に、水源涵養保安林というは、水源地の森林が指定され、その流域に降った雨を蓄え、ゆっくりと川に流すことで、安定した川の流れを保ち、洪水や冠水を緩和する働きがあります。また、きれいな水を育む効果もありますと書いてありますが、その効果についてどう思われておりますか。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

保安林の内容については、私どもは今申しわけございませんが、内容については把握しておりません。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

この保安林制度というのがあって、保安林であれば、もし保安林の指定目的に優先する公益上の理由があり、必要とした場合、解除しなければいけないとあるんですけれども、もしこれが、山倉1番地が、鉱業権を売ってしまうようなことがあれば、この保安林の制度はどのようなんですか。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

事業者、売却先の手はずになるとは思うんですけれども、開発する場合に、いわゆる代替措置

等を設ける必要があると考えられます。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

先ほど水源涵養保安林と言われてまして、とても大変必要なものだと私は考えております。やはり国が保安林として必要だと認めたところを解除しなければならないということになると、大変な日数がかかるのではないかと思います、どのようにお考えですか。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

今回の売却相手の事業者のほうも、それ相当の期日がかかるということ把握された中での申し入れということでございます。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

ということは、長く時間かかっても、そのままにしておくということになるのでしょうか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

申しわけございません。保安林に関しましては、農林振興課のほうで所管としておりますので、詳細については、今時点で把握しておりませんが、一般的に今回の関の山の保安林につきましては、ご指摘のとおり水源涵養保安林として指定を受けております。この保安林の解除手続が当然、碎石等を行う場合、開発を行う場合、この保安林の指定の解除という手続が必要になってまいります。その手続につきましては、申請者、開発者において、これはまず県が窓口になりますけれども、県の農山漁村振興課へ事前相談を行うというような手はずがまずまいります。その後、直接のお話ございました利害関係者との協議等々がございまして、その後、1ヘクタールを超える場合には、県の森林審議会にかけられると。さらにその答申を踏まえ、林野庁のほうに進達されるというふうな手続の中で行われてまいりますので、どれぐらいの日数というところまでは、申しわけございません、実際のところ把握はいたしておりませんが、このような手続を踏むというところで考えますと、かなりの日数がかかるのではないかと、このように思っております。この解除手続につきましては、開発者ということになりますので、鉱業権を売却した場合、事業者において申請手続をなされると、解除手続をされるということでございます。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

水源涵養保安林ということなんですけど、そんなに簡単に解除しても大丈夫なんでしょうか。

○議長（上野伸五）

議案に対する質疑をお願いします。解除するかどうかは、今答弁があったように、飯塚市がもし、もしというか、相手先に売った場合に、事業者と県との関係になってくるので、飯塚市から手が離れてしまうんですね。7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

いや、だけど、もし売ってしまったら、住民の方たちの大切な命というか、水が保障できるかっていうところを聞きたいんですけど。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

当然この解除手続の中には、その代替策、どういった形でこの水源涵養保安林の機能を保持していくかというところも当然解除の条件として入ってくるということで認識しておりますので、そこは解除手続の中で、県、国の中でこの内容について審査されるというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

山倉1番地と山倉2番地、合わせて3万7300平方メートルで、山倉2番地の一部というふうに書いてありますが、これは個人の16名の所有があるとお聞きしておりますが、その人たちの同意は必要なのではないかと思いたすがいかがでしょうか。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

売却の話、その同意は必要ないというふうに判断しております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

その人たちの同意はなくても大丈夫というふうに言われていますが、それは何を根拠に言われているんですか。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

鉱業権と土地の問題は別の形での権利でございますものですから、あくまでも鉱業権を取得する場合と、それを執行する場合、それはまたちょっと変わってきます。鉱業権を取得する、これは申請主義で、もちろん私も昭和38年、庄内町において鉱業権を取得したわけでございますけれども、土地の同意ということは不要であったというふうに考えております。また、これは実際に採掘をする場合には、鉱業権が設定されて採掘する場合には、やはり土地の方の同意もしくは使用の取得などが必要になってくるかというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

結局、山倉2番地の所有者の同意が最終的には必要になると思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

山倉2番地まで採掘を進めるということになりますと、その同意は必要だというふうには考えております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

もともと議案に上がっている乙地区登録番号2473号というところは、山倉1番地と2番地も入っていると思うんですが、そうすると住民の方の同意が最終的には必要じゃないかと私はお聞きしたんです。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

先ほど説明しましたが今回の売却議案は、鉱業権の売却でございます。鉱業権は先ほどから言いますように、設定するにしても、地元同意といえますか、土地の同意は要りませんもんですから、鉱業権を売ることと飯塚市の土地を売ることについては飯塚市が判断するということとなります。また、設定された鉱業権についての執行について、いわゆる採掘の執行については、やはり山倉2番地の採掘が行われる場合は、その山倉2番地の所有者の同意の必要性があるかというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

最終的には、やっぱり住民の生命と生活を守ることが何より私は大事じゃないかなと思ってます。私も今聞いてなんか少しちょっとだまされたような気持ちになったんですよ。今は鉱業権、その後最後に掘るといのは、結局住民の方たちからすると、最終的には自分たちの同意が必要なんじゃないかと言われるように私は感じますので、まだまだ私は住民の方たちとの合意ができていないとは思えません。なので、十分話をさせていただいて、やっぱり私は自分がけやき台に住んでおまして、生活環境が変わるといのは、本当に事業者の手に行ってしまうと、要望です。要望させてください。もうぜひ、どうしても変わってしまうところを、ぜひ考えていただきたいと思っております。

○議長（上野伸五）

質疑を終結いたします。

「議案第117号」については質疑通告がっておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第118号」について、8番 川上直喜議員の質疑を許します。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

筑豊ハイッツリゾート関係ですけど、これについては構想の変化が次々に行われたと思います。もともと庶民のための筑豊ハイッツだったのが、その機能が、大型の温泉浴場が失われるとかいうことから変わっていくんだけど、その経緯を伺います。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室主幹。

○都市施設整備推進室主幹（梶原康治）

筑豊ハイッツにつきましては、平成21年2月策定の飯塚市公共施設等のあり方に関する第1次実施計画におきまして、指定管理を廃止し、民間移譲することを決定しております。当初は、この計画に基づき民間移譲に向けた取り組みを進めておりましたが、平成27年6月の市議会でもご指摘をいただきましたように、飯塚国際車いすテニス大会への影響や東京パラリンピック事前キャンプ誘致など、筑豊ハイッツを取り巻く状況が変化してきたことから、市としまして、関与の必要性について再検討を行うことといたしました。その後、平成30年1月に飯塚市庄内温泉筑豊ハイッツ再整備事業計画を策定しまして、車いすテニス大会運営の支援機能を有する施設、障がい者に優しいバリアフリーに配慮した施設、多くの人が集うコミュニティ機能を有する施設、隣接する県営筑豊緑地の利用者にも利用しやすく、スポーツ合宿等にも対応可能な施設を基本理念とした施設を民間活力の活用により整備する方針を立てております。しかしながら、本方針に基づき整備事業者を公募しましたところ、応募はなく不調に終わったことから、平成30年6月に一部再整備事業計画を見直し、施設の基本理念を引き継いだ中で、整備方針を公設民営に切りかえ、整備業者を再度公募し直し、現在の事業に至ったという次第でございます。

○8番（川上直喜）

もともと国の勤労者のための施設であったわけでしょう。国がいろいろ事情を言い立てて廃止しますというときに、庄内町が、じゃあ自分が頑張らましようということで引き受けて、それが合併後、飯塚市が頑張るということになるんだけど、それをいとも簡単に放棄するという流れになってるわけですね。庶民のための、勤労者のための機能というのが、なぜ維持されないのかと。もう温泉も放棄するわけでしょう。イメージもリゾートとか言ってくるわけですよ。全然異質なものでしょう。それがどうしても必要なら、それをつくればいいじゃないですか、別に。庶民のための施設を、勤労者のための安近短の施設をきちんと残していくという角度がいつの間にか取っ払われてしまうと。その口実になったのが、東京パラリンピック強化合宿ということなんですね。それで、時間がない、時間がないということで、なんだかDBOとかいうことで来るんだけど、このDBOというのは一体何なのか、なぜ採用したのか改めてお尋ねします。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室主幹。

○都市施設整備推進室主幹（梶原康治）

まず、整備手法としましたDBO方式とは、設計、デザイン、建設、ビルド、その後の維持管理運営、オペレートまでを、3事業者を1グループとしまして一括で選定する方式でございます。新施設の整備につきましては、資金調達につきましては市が行いまして、プロポーザルを実施し、企画提案とともに整備事業に係る見積もりを提出させまして、審査を行った上で事業者を選定しております。またご指摘のDBO方式を採用した理由につきましては、重複するかもしれませんが、飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ再整備事業計画に沿ったものでございますが、本市は、来年8月開催の東京2020パラリンピック、南アフリカ共和国の事前キャンプ地として誘致いたしております。市内でバリアフリーに対応した宿泊施設は、当時、民間施設に1室しかないというのが現状であることから、公共施設として整備するため、パラリンピック事前キャンプまでの短期間で施設整備をすることを可能とする手法、DBO方式にて整備しているものでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

時間がないということでデザイン・ビルド・オペレーションという新方式を見つけてきて、気がついてみたら12億円の随意契約で、随意契約というのはあなたと契約結びますというんですから、入札なしに。そういうのに税金も投入されていくような、一部の者が特別扱いされるような方式なんですよ。時間がないと言えばこれができるわけです、これから先。そういう状況の中で振り返ってみれば、筑豊ハイツの再整備が、東京パラリンピックの南アフリカ共和国の選手団のバリアフリーの施設がないからそれをつくるといふふうに変わってくるし、気がついてみたら何だかスポーツリゾート施設に変わっていつているということなんですね。非常に納得がいきにくい。それはそれとして、現実に障がいのある方たちが南アフリカ共和国からみえるわけでしょう。片峯市長は市長になってすぐ丸川さんのところに行って、田川はドイツだけど、飯塚はどうするんですかと、出おくらせていますよと言われたと言いましたね。それで、あわてて、じゃあやりますよという感じだったんだけど、本当に障がいのある方のための機能を持つ施設になっているかということで、3月の予算特別委員会で指摘したでしょう。

○議長（上野伸五）

川上議員、指定管理者の指定の議案なので、議案についての質疑をお願いします。

○8番（川上直喜）

それで、それにかかわっていくんだけど、障がい者の方々が2階にいて、いざというとき慌てて降りてこないといけないというシステムはおかしいので、1階に障がいのある方の居室を置いたらどうかというふうにして、副市長は確か検討しますということだったんですよ。どうい

検討して、どうなっているのかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室主幹。

○都市施設整備推進室主幹（梶原康治）

火災時等の災害に遭ったときの緊急避難時、特に車いす利用者の避難等において、安全性への配慮についてご指摘を受けたことでございます。このご指摘を踏まえまして、実際に設計変更や施設利用者の安全対策につきまして、関係者や事業者と協議、検討を行いました。その中で検討した対策としまして、屋外の非常階段の踊り場に避難器具を追加設置することで対応することと、見直しております。この避難器具につきましては、垂直式の救助袋というもので、緊急時には格納箱から取り出し、円形状の袋を1階まで垂直に投下し、避難者は、らせん状に一定の降下速度で安全に避難ができるものでございます。特に老人福祉施設等でも多くの設置実績があり、車いす利用者にも対応可能としております。また、実際に車いす利用者等の避難につきましては、人的な介護も必要であることから、施設を運営する指定管理者に対しまして、防災体制について万全を期すよう、計画やマニュアルを作成すること、訓練の実施等を行うことといたしております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

指定管理者にしてみると、酷なことだと思うんですよ。例えばということで私が提案したような形で、障がいのある方の救出は1階で、いざというときはスーッとそのまま車いすでも出ていけるというような状態でない状態の中で、指定管理者が障がいのある方たちの安全確保のために、難しい仕事をさせられるというようなことで本当にいいのかなど。だから、構想がころころ変わっていく、庶民のための機能は失われる、いろいろ言って障がい者のためですよと言いながら、その姿は残念というか、まともな気遣いが行われぬ。指摘を受けても変えきらない、時間がないからと。こういう公共事業のあり方でよいのか、指摘をしておきたいと思えます。

○議長（上野伸五）

質疑を終結いたします。

「議案第119号」については質疑通告がっておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第120号」について、8番 川上直喜議員の質疑を許します。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

先ほどと同じく筑豊ハイツリゾートについてです。先ほど聞きましたけど、この件については、筑豊勤労者福祉協会、何と言っているのかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

「議案第110号」でも、一部ご説明をさせていただきましたが、市としましては、庄内温泉筑豊ハイツ施設の管理に関する基本協定書第7条第2項により、筑豊勤労者福祉協会事務局との協議を行ったところです。庄内温泉筑豊ハイツ本館につきましては、令和元年10月31日までの運営終了及び庄内温泉筑豊ハイツテニスコートにつきましては、令和元年12月31日までの運営終了予定として、平成31年3月19日の同理事会において了承を得たところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

筑豊勤労者福祉協会という名前がいいでしょう。非常に大事な理念が全部こもっているんですよ。ここの経営は、もうさまざま苦勞をしながら、黒字に転化して頑張っていたところなんです。それで、市民サービスが今度ばっさり切られていくんだけど、利用者の声、市民の声はど

のように聞かれたのかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

市民の個別のご意見というのはお聞きしておりませんが、平成30年9月14日の庄内支部自治会長会において、筑豊ハイツ再整備事業に関する整備内容及び全体スケジュールを説明したところでございます。あわせて、本年5月23日に庄内支部自治会長会において、閉館等を含む筑豊ハイツ再整備事業に関する整備内容及びスケジュールについて説明を行ったところですが、特段のご意見をいただいたところではございません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

もう指摘しておきたいと思うんだけど、関の山と同じですよ。筑豊ハイツも庄内でしょう。庄内の人たちだけが使っているわけじゃないけれども、市民の声を聞こうとしないね。1年以上も前から指摘してきているけれども聞かない。温泉浴場だけでも1万2千人使っているでしょう。声聞いたのかというと、一人の声は聞いたというんですよね。たまたま行ったら、人がおったから聞きましたという答弁でしたでしょう。きちんと聞く努力とかないのか。聞かないのだったら声を上げる、声を上げたら聞かないと、それも。こういうふうな庄内を踏みつけにしたようなやり方をずっとやっているわけですよ。これ、厳しく指摘しておきたいと思います。

○議長（上野伸五）

質疑を終結いたします。

「議案第121号」から「議案第123号」までの3件については、いずれも質疑通告がされておりませんので、質疑を終結いたします。

「認定第13号」について、8番 川上直喜議員の質疑を許します。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

水道事業は、もう10年以上にわたり包括的一括民間委託をやってきています、浄水施設について。それで、決算年度のこの民間委託の貢献度、実績評価、どういうふうに見ているのかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

企業管理課長。

○企業管理課長（安藤孝市）

平成30年度から実施しております浄水場の運転管理におきましては、水質、水量の変化等に対応した管理及び運転、さらに、各配水池における配水量や水質データ等の分析による運転調整や、漏水の早期発見などを民間のノウハウを活用することで、施設の効率的な運用に寄与するなどの一定の評価をしているところでございます。また、収納業務につきましては、年度ごとの協議書において収納率の基準を設定しており、平成30年度決算においてはこれを上回る結果となりまして、収納業務が強化されたものと考えておるところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

水道料金抑制について貢献が何か見られますか——、じゃあいいです。あまり貢献がないということでしょうから。それで、今後の課題についてはどう考えているかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

企業管理課長。

○企業管理課長（安藤孝市）

1点目といたしまして、近年人口減少や、節水機器等の普及等の影響による水需要の減少が続いておりまして、今後、給水収益の大幅な増加は見込めないものと予想されること。それから2点目といたしまして、水道管路の老朽化に伴う更新が課題でございます。今年度より、指定避難所や救急指定病院等の重要給水施設への経路を優先的に更新しておりますが、同時に過去の漏水状況等を踏まえた老朽管の計画的な更新への取り組みが課題でございます。3点目といたしまして、各浄水場施設につきまして、平成30年度末に策定しました水道ビジョンをベースに、各施設の更新等整備計画を作成し、効率的な運営を目指した機械電気設備及び施設の更新への取り組みが今後の課題でございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

このように人口減少する、使用料が減っていく、それから老朽管更新、事業費がかさんでいくなどとなってくると、あなた方が水道事業経営審議会をつくって、これからのあり方を検討するというにしているんだけど、飯塚市民の間でも、法改正によって水道事業が民営化されてしまうんじゃないかという不安が広がっています。男女共同参画ネットワークでも、水道民営化は大丈夫かなということで勉強会もやられていますね。それほど身近な問題になっています。特に麻生太郎副総理兼財務大臣の地元ということもあって、ヴェオリアが進出することはないのかという不安が出ていますよ。これ現実の不安になってきているわけです。それで、本市として水道事業の民営化について、現在、検討を始めるつもりがないのかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

企業管理者。

○企業管理者（石田慎二）

質問議員におかれましては、昨年12月議会の議案質疑でも同様のご質問をいただきましたので、そのとき私のほうで答弁させていただきましたので、今回もちよっと私のほうからご答弁させていただきます。改正水道法におきましては、水道施設等の運営権は民間事業者に移行することが可能にはなっておりますが、昨年12月にご答弁しましたとおり、現時点では、いわゆるコンセッション方式と申しますが、その方式をとることは企業局としては考えておりません。昨年12月から考えは変わっておりません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

考えは変わっていないと。この1年間に何か国ないし関係者から、このことについて話を聞いてくださいとか、説明を聞いてくださいとかいうような働きかけはあっていませんか。

○議長（上野伸五）

企業管理者。

○企業管理者（石田慎二）

意見などを聞かれたことは全くありません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

最後の質問にしますけど、国が法的に可能にしている民営化によらず、飯塚市できちんと公共の福祉のための水道事業がやれるという方向性を、市民に今後アピールしてもらいたいと思うけど、いかがですか。

○議長（上野伸五）

企業管理者。

○企業管理者（石田慎二）

特にアピールということは考えておりませんが、諸先輩、先人の水道事業に携わってきた先輩方が、事業運営についても効率、効果的な運営をされてきておられますし、経営の改善にもその都度取り組んでこられて、現在に至っております。水道施設の維持管理につきましても、技術の継承がなされてきております。事業運営については、直営できちんとこれまでもやってきておりますし、現在おります職員も一致協力して、先人が築かれたノウハウを受け継いで直営で頑張っておりますので、事業運営をきちんとやっていることをお示しすることで、市民の皆さんにお示ししたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

これまでのように直営で頑張るんだということをアピールしてください。飯塚市が今、直営だけど民間委託でしょう。それで七十幾つもの、全ての浄水施設の運転管理を民間委託している中で、管理者が技術も継承してきていると言うけど、継承してきていないでしょう、直営としては。全部民間から民間に行って、民間事業者は名前が変わるけど働いている人は変わらないんだから。全部民間ですよ。だから、職員として、公務員としてきちんと技術は、あるいは市として水道局としての技術継承はそうできてないんです。これは現実でしょう。だからここにヴェオリアじゃないけど、そういったところを含めた民営化を期待するところが入ってきやすいので、うちは違うよというのをきちんとアピールしておく必要があるということをお願いしたいわけです。一括民間委託についても、もう時期的に考え直す時期ですよ。質問を終わります。

○議長（上野伸五）

会議時間を午後6時まで延長いたします。

質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 4時44分 休憩

午後 4時55分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開します。

「認定第14号」について、8番 川上直喜議員の質疑を許します。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

工業用水事業についてです。まず、工業用水の供給推移についてお尋ねします。

○議長（上野伸五）

企業管理課長。

○企業管理課長（安藤孝市）

現在の給水能力は1日当たり3147立方メートルで、契約しております6者の契約水量は1日当たり467立方メートルとなっております。6者への年間給水量の推移でございますが、平成26年度は12万3349立方メートル、平成27年度は12万1465立方メートル、平成28年度は14万2161立方メートル、平成29年度は14万3044立方メートル、そして平成30年度は12万9430立方メートルとなっております。各事業所で多少増減がございますが、全体としてほぼ横ばいであると捉えております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

わかりました。今後の増加の見通しというのはどんなふうでしょうか。

○議長（上野伸五）

企業管理課長。

○企業管理課長（安藤孝市）

工業用水道事業につきましては、昭和45年に石炭産業にかわる本市の浮揚発展を図るため、企業誘致を目的に実施されました。産炭地振興対策として取り組んでいる事業でございます。これまで市の施策として、継続に向けて普及促進活動を行ってまいりましたが、使用者の増加につながっていない状況でございます。今後、管路施設等の老朽化に伴う更新も必要となっていくことが予想され、昨年の決算認定に係る経済建設委員会の審査におきましても、費用対効果を考え、どのようにあるべきか真摯に受けとめて取り組むべきであるとのご意見をいただいております。経営の効率化に向けた取り組み等について、現在、経済部と協議を進めているところでございます。

○議長（上野伸五）

質疑を終結いたします。

「認定第15号」について、8番 川上直喜議員の質疑を許します。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

下水道事業です。1点は決算年度の事業の主要成果とその評価についてお尋ねします。

○議長（上野伸五）

企業管理課長。

○企業管理課長（安藤孝市）

平成30年度決算の事業収益は20億7659万8085円、事業費用は18億6242万7282円で、結果、純利益は1億8165万8017円となっております。平成30年度の成果といたしましては、相田地区污水管渠布設工事を行い、けやき台団地約310世帯を公共下水道へ接続する面整備を実施いたしました。また、平成29年度から2カ年で片島ポンプ場の機械及び電気設備の改築工事を実施いたしております。純利益においては、終末処理場、ポンプ場、管路施設の維持管理にかかる費用が増加したため、それまでの過去の実績から、今回は2億円を割り込んだものと考えております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

市民の間では、下水道料金の高さについての悩みが聞かれます。それを含めて、今後の見通し、課題についてお尋ねをします。

○議長（上野伸五）

企業管理課長。

○企業管理課長（安藤孝市）

下水道事業の今後につきましては、水道事業と同様に人口減少や節水意識の高まり等から収益の根幹である下水道使用料の大幅な増加は見込めません。一方、施設の新設費用や施設維持管理費及び老朽既存施設の改築、更新など、更新投資の増加に伴う多額の財政負担が予想されるところでございます。本市の下水道施設につきましては、昭和49年4月に供用開始を行い、古いもので45年が経過していることから、長寿命化のための事業計画を策定し、実施しているところでございます。また、今後の施設の改築、更新に関しましては、現在ストックマネジメント計画を策定中であり、長期的な視点で施設の維持管理はもとより、予算の平準化に努め、施設の最適化を図っていくこととしております。今後も維持可能な下水道事業を継続していくために、効率的な事業運営や未収金の縮減による収益の確保、維持管理費等の節減に努めていくこととしてお

ります。

○議長（上野伸五）

質疑を終結いたします。

「認定第16号」について、8番 川上直喜議員の質疑を許します。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

市立病院事業会計についてです。まず、診療状況の推移についてお尋ねします。

○議長（上野伸五）

企業管理課長。

○企業管理課長（安藤孝市）

平成30年度における入院の動向についてご説明いたします。平成30年度の延べ入院患者数につきましては、6万7641人となっております。前年に比べまして2685人の減。1日当たりの入院患者数は185.3人で、前年度に比べて7.4人減となっております。これは内科医師2名を補充できなかったこと、また脳神経外科が10月から不在であったことが主な要因と考えられます。次に、外来の動向についてご説明いたします。平成30年度の延べ外来患者数につきましては、12万5889人となっております。前年度に比べて1649人増、1日当たりの外来患者数は431.1人で、前年度に比べまして7.1人増となっております。眼科、整形外科、皮膚科の患者数の増によるものです。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

病床利用率、ベッドの利用状況はどうでしょうか。

○議長（上野伸五）

企業管理課長。

○企業管理課長（安藤孝市）

平成30年度の病床利用率は74.1%となっております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

ベッド数は幾つでしたか。

○議長（上野伸五）

企業管理課長。

○企業管理課長（安藤孝市）

ベッド数は250床でございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

かなりあいているということなんですね。それで、病院の本館に、あるいは各病棟に病院経営の理念と基本方針が掲示されてしばらくになるんですけれども、理念はどういう内容になっていますか。

○議長（上野伸五）

企業管理課長。

○企業管理課長（安藤孝市）

飯塚市立病院の理念でございますが、「“優しい心、深い知識、確かな技術”をもって、患者様本位のあたたかい医療を提供し、市民の皆様にも愛され、親しまれ、信頼される病院をめざします」でございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

基本方針は5つ掲示されています。どういう内容になっていますか。

○議長（上野伸五）

企業管理課長。

○企業管理課長（安藤孝市）

基本方針といたしましては、1つ目に、「すべてのスタッフによるチームケアおよび医療安全対策をより一層推進する。」2つ目に、「地元医師会および他の医療機関との緊密な連携を保ち、市民が安心して受診できる医療体制づくりを進める。」3つ目に、「救急医療から慢性疾患のフォローアップまで幅広い診療を實踐できる体制を整える。」4つ目に、「へき地医療支援病院として、医療過疎に悩む地域への医療支援を行う。」最後に5つ目になりますが、「臨床研修指定病院として、地域医療をめざす医師のために質の高い基礎教育を行う。」以上でございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

これは平成29年の3月改定となっていますね。改定するに至る経緯、なぜ改定に至ったのかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

企業管理課長。

○企業管理課長（安藤孝市）

平成21年にありました患者様の診療事案を受けて、市立病院のほうでは平成29年3月に文言を追加しているところであります。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

どの文言を追加したんですか、追加というか、充実したんですか。

○議長（上野伸五）

企業管理課長。

○企業管理課長（安藤孝市）

基本方針の1点目の「すべてのスタッフによるチームケアおよび」追加はその後、「医療安全対策」の文言を追加いたしております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

ある患者が受診したんだけど、入院をさせずに帰宅させて、後に亡くなったという事案なんです。それは議会でも取り上げました。病院は病院でよく検討して、この理念と基本方針を内容を整備するし、これをきちんと掲げるといって変わっていったんです。医師マニュアルについても改定をしているんですね。ですから、私はずっとこれを注目し続けるんですけど、当時、この理念と基本方針を改定、充実したときに、あわせて医療安全管理者を専任で主任看護師を配置するということになっておりました。今度、私が気がつく、この方が医療安全管理者は続けているんだけど、看護部の副看護部長にもなっているんですよ。これはどういう事情で兼任になっておるのかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

川上直喜議員に申し上げます。市立病院事業会計決算の認定でありますので、その質問は、答

弁できるならば答弁させますが、決算の認定にかかわる質疑をお願いいたします。企業管理課長。

○企業管理課長（安藤孝市）

質問議員のほうへのお答えになるかちょっとわかりませんが、まず、平成29年度は看護師長が医療安全管理者となっておりました。その方が副看護部長に昇任されたことから、副看護部長が医療安全管理者になられております。その方が退職されるときに選任された後任者が現在の副看護部長になっておまして、専属で配置されておるといふふうに聞き及んでおります。人事異動に伴うものだというふうに理解しております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

議長の指摘があるのであえて言いますと、なかなか看護師の確保が難しいという状況があつて、看護師も仕事が大変ですから、病気になったりすることもあるわけですよ。それで、私が先日確認した掲示されている飯塚市立病院部門責任者一覧によると、同じ名前の方が兼任状態になっているわけですよ。だから、今答弁があつたのだと、前任者が引き続き医療安全管理者でありながら、副看護部長の職責も果たすということになってくれば、2年前の専任で医療安全管理者を配置するという決意が揺らいでいる。その背景に、今言いました看護師が十分に確保できていないということがあるのであればもっと大変だし、その確認はされているでしょうか。

○議長（上野伸五）

企業管理課長。

○企業管理課長（安藤孝市）

我々のほうで確認いたしておりますのは、この現副看護部長、この医療安全管理者になられてある方ですが、確認する範囲では病棟の看護師の任はされていないというふうなところは確認しているところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

副看護部長ですからね。専任で医療安全管理者を置くという決意が2年前に市立病院であつたのに、1つの病棟の責任者じゃないんですよ。副責任者なんですよ、看護部の。どちらが責任が重大というわけでもないでしょうけど、専任でないというところに着目しているわけですよ。これは専任で置くというのが2年前の病院の決意なんですよ。飯塚市もこのことを知らなかったわけでしょう、兼任になっていると。しかも副責任者になっているということについては、ここであれしても、どうだどうだと言っても仕方がないんでしょうけど、きちんとした事実関係を確認するようにしていただだけませんか。

○議長（上野伸五）

企業管理課長。

○企業管理課長（安藤孝市）

今、質問議員のほうからもご指摘いただいておりますので、いま一度確認してまいりたいと思います。ご了承願います。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

私は病院の人事担当とかから聞いたわけでありません。誰もが見られる状態にある、今言った部門責任者一覧によっているわけです。

それから、これにもかかわるんだけど、病院管理運営協議会が条例で規定されています。市立病院管理運営協議会、毎年2回開催されて、市長が責任者ですよ。それで、これには定数

20人という規定になっているんですけど、現実には9人か、今。病院側が3人と、委員長、管理責任者と事務長かな、そして、飯塚市が市長、副市長と担当者か。そして、後は医師会の代表、医師会からの方が3人ということであって、過去いろんな課題、4つのテーマがあるんだけど、3番目に市民の苦情、要望などを必ず審議しなければならないようになっていたんだけど、したことがなかったね、10年間。それを今後改めるということになったんだけど、その折に私はこの3者の代表だけではなくて、さらに職場の代表、患者の代表、医療に詳しい弁護士の参加をお願いしたらどうか。条例は20人以内になっているからちょうどいいわけですよ。これについては、市はしませんという答弁が2015年の12月議会であったきりなんです。案としては、私は条例の協議会の中に、今言った方々3人ずつぐらい代表が入るべきだと思うんだけど、市の中からは、この運営協議会のもとに今言った方々を入れるプロジェクトチーム的なものも考えてもいいという声もあったわけですよ。それが出てからもう5年も6年もたつ。検討もしていないのかどうかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員に申し上げます。先ほどから申し上げておりますが、会議規則第51条第1項の規定によりまして発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないということになっておりますので、会議規則第51条第2項の規定により議長において注意をさせていただきます。質問を変えてお願いいたします。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

これは決算ですから、管理運営協議会のもとにそういうプロジェクトチームを置くことを検討したことはないかと聞いているわけです。

○議長（上野伸五）

企業局長。

○企業局長（原田一隆）

本件につきましては、今、質問議員言われますように、検討をしていただきたいというようなご要望を受けているところでございます。2月の議案質疑の中でも、前任者が答弁いたしておると思いますけれども、協議会の改編等につきましては、平成30年度中には結論を出すまでには至っていないというふうなご答弁をさせていただいております。その後、現在も運営協議会のあり方につきましては、前任者から引き継ぎを受けまして、私どものほうで、現在協議を検討させていただいているところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

かみ合わなかったと思うけど、私は運営協議会の中にそういうメンバーが入る必要があるんじゃないかと、医療の充実のためにと。言うけど、それは考えませんというのが5年前の答弁ですよ。しかし、そのもとにプロジェクトチームをつくらうかという話があったんで、それは検討したのかと聞いたんです。今の答弁は、先走りなんです。

○議長（上野伸五）

企業局長。

○企業局長（原田一隆）

病院内で、運営協議会とは別ですけれども、市立病院の内部組織として、いろんな協議をする機会は、委員会はつくっておられるところでございますが、市と市立病院との間で行っております運営協議会で、その下部組織で別のそういった協議をする機会をつくるということについては、どういうあり方がいいのか等含めまして、今現在協議中でございますので、まだ結論は出ておりません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

市の中から聞こえた話なんですよ、そのプロジェクトチームみたいなのをつくろうかというのは。それをつくらない、検討していないということですから、やっぱり私が最初に要求した条例の、条例を扱う必要はないんですよ、今言った提案は。20人以内で構成するとなっているから、市が任命すればいいわけですよ。任命するだけ。だから、そんなに難しい話ではない、手続上は。やっぱり人の命にかかわる問題だから、しっかりやってもらいたいと思います。状況はわかったなので、要望にとどめておきます。

○議長 (上野伸五)

質疑を終結いたします。

本案29件は議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

提出されております請願が1件あります。請願文書表に記載しておりますとおり、「請願第1号」は経済建設委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 5時20分 散会

◎ 出席及び欠席議員

( 出席議員 28名 )

1番	上野伸五	15番	田中裕二
2番	坂平末雄	16番	吉松信之
3番	光根正宣	17番	福永隆一
4番	奥山亮一	18番	吉田健一
5番	土居幸則	19番	田中博文
6番	兼本芳雄	20番	鯉川信二
7番	金子加代	21番	城丸秀高
8番	川上直喜	22番	松延隆俊
9番	永末雄大	23番	瀬戸光
10番	深町善文	24番	平山悟
11番	田中武春	25番	古本俊克
12番	江口徹	26番	佐藤清和
13番	小幡俊之	27番	道祖満
14番	守光博正	28番	秀村長利

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 井 桁 政 則

議会事務局次長 村 上 光

議事総務係長 太 田 智 広

書 記 安 藤 良

議事調査係長 岩 熊 一 昌

書 記 伊 藤 拓 也

書 記 今 住 武 史

◎ 説明のため出席した者

市 長 片 峯 誠

副 市 長 梶 原 善 充

教 育 長 西 大 輔

企 業 管 理 者 石 田 慎 二

総 務 部 長 久 世 賢 治

行政経営部長 藤 中 道 男

都市施設整備推進室長 山 本 雅 之

市民協働部長 久 家 勝 行

市民環境部長 永 岡 秀 作

経 済 部 長 諸 藤 幸 充

福 祉 部 長 實 藤 和 也

都市建設部長 堀 江 勝 美

教 育 部 長 久 原 美 保

企 業 局 長 原 田 一 隆

公営競技事業所長 浅 川 亮 一

福 祉 部 次 長 石 松 美 久

都市建設部次長 中 村 洋 一

人 事 課 長 松 本 日 出 登

財 産 活 用 課 長 今 泉 正 虎

都市施設整備推進室主幹 梶 原 康 治

健幸・スポーツ課長 瀬 尾 善 忠

環境整備課長 井 上 成 道

産学振興課長 早 野 直 大

商工観光課長 大 庭 敏 一

子育て支援課長 松 岡 貴 章

土木建設課長 中 村 章

徳波支所市民窓口課長 城 戸 信 比 古

企業管理課長 安 藤 孝 市